

令和4年第3回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

令和4年9月12日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|-------------|
| No. 1 | 10番 | 藤田節夫君 | (P 17～P 32) |
| No. 2 | 12番 | 上田秀人君 | (P 33～P 55) |
| No. 3 | 8番 | 鈴木勝久君 | (P 56～P 75) |

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 鈴木武男君	6番 河西美次君
7番 松田隆志君	8番 鈴木勝久君	9番 真船正晃君
10番 藤田節夫君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 秋山和男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	真船貞君
教育長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	関根由美君
参事兼 総務課長	福田修君	参事兼 企画政策課長	伊藤秀雄君
財政課長	渡部祥一君	防災課長	和知正道君
税務課長	仁平隆太君	住民生活課長	池田早苗君
福祉課長	相川佐江子君	健康推進課長	田部井吉行君
環境保全課長	今井学君	産業振興課長	相川哲也君
建設課長	相川晃君	拠点整備室長	関根隆君
上下水道課長	木村三義君	学校教育課長	緑川浩君
生涯学習課長	須藤隆士君	農業委員会 事務局長	鈴木弘嗣君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	黒須賢博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局長 庶務係長	金田洋子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正康君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、10番藤田節夫君の一般質問を許します。10番藤田節夫君。

◇10番 藤田節夫君

1. 村長の政治姿勢について
2. 物価高騰から村民の暮らしを守る施策の拡充について

○10番（藤田節夫君） おはようございます。10番、日本共産党の藤田です。

通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、安倍元総理の国葬について伺います。

岸田政権は、安倍元総理の葬儀を国葬として9月27日に行うことを閣議決定しました。しかし、法的根拠のない国葬の実施を国会で議論を行うこともなく、政府が独断で決定しました。

国葬となれば、全額国費で行われ、多額の税金が使われます。当初、2億5,000万円と言われていましたが、これは式典にかかる金額だけで、警備費を含めた総額を明らかにするように求めていました。政府は国葬実施後に公表するとして、明らかにしていませんでしたが、その後の世論の追及で、苦し紛れに総額で16億6,000万円程度かかることを表明しました。実際は30億円とも100億円とも言われています。全て我々の税金から支払われることになります。

異常な物価高騰で国民が苦しんでいるときに、このような理不尽な税金の使われ方は納得がいきません。急激な円高や物価高騰は、アベノマスクの失政が現在の状況を招いています。

また、安倍元総理は森友学園、加計学園、桜を見る会など、税金の私物化を行ってきました。その影響下で自ら命を絶った人もいます。桜を見る会問題では、118回も虚偽の答弁をし、文書の改ざんや統計のごまかしなど、総理から役人までもが嘘をつき、付度するという嘘が通る社会がつけられてきました。

また、安倍元総理と旧統一教会との関係も深く、教会の集会等に祝電やビデオメッセージ等で参加をして、教会の広告塔の役割を果たしてきました。今回の銃殺事件で容疑者は、統一教会信者の母親が多額の寄附をして破産させられたと供述、旧統一教

会に対する私的な恨みであることが明らかになっています。

法的根拠もなく、法の下での平等、思想信条の自由、政教分離などの憲法に反します。死を悼むことはあくまで個人的な行為であり、公的支出をして、安倍氏の政治を賛美、礼賛する必要は全くないと思いますが、まず村長の見解をお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 10番藤田節夫議員の村長の政治姿勢について、そして、安倍元総理の国葬について、村長の意見をただすということでもあります。

9月27日、日本武道館において行われる予定の安倍元首相の国葬に対する村長の見解についてでありますけれども、まずは安倍元首相が凶弾によりご逝去されましたことに心よりご冥福を申し上げますとともに、テロや暴力といった行為は、絶対に許されるものではなく、これについては断固非難するものであります。

安倍元首相の国葬につきましては、9月8日に開催された衆参両院の議院運営委員会の中で、岸田総理大臣は国葬は内閣府設置法などを根拠として実施するものであり、また、葬儀にかかる概算費用についても妥当であるとの理由を述べております。しかしながら、今回の国葬に至った法的根拠や多額の国費が使われることを問題視する意見や、世論調査においても、今回の国葬には否定的な意見が多いのが現状であります。このため国民の間にある様々な疑念を解消するため、国民への丁寧な説明が必要であり、合理的な理由を示し、理解を得た上で実施すべきであると私は思っております。

○議長（真船正康君） 藤田節夫君の再質問を許します。10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 国民の理解を得てということですが、実際は、もうせんだったの閉会中の国会の中でも、国民には弔意を強制しないなどと言っておりますが、あくまでも国葬には変わりはない。国葬となると、多額の税金が使われるということは、絶対許すべきではないと私は思います。村長もこの決定的な意見はなかなか述べられないと思いますけれども、そういった意味では、この国葬は何としてもやめさせなければいけないと私は思います。

予定どおりこの国葬が実施された場合の弔意について、改めてお伺いしますけれども、松野官房長官は8月26日の記者会見で、国民に弔意表明は求めないと明言しました。あわせて、地方自治体や教育委員会に対しても協力を呼びかける予定はないと言っています。

また、永岡文部科学大臣も、教育委員会や学校に対して、半旗の掲揚や黙禱による弔意表明の協力は求めないという考えを示しています。

また、岸田総理におかれましても、はじめは国全体での弔意の考えを示していましたが、8日に開催された閉会中審査で、地方公共団体や教育委員会、国民には弔意表明を求めない考えを強調しました。村でも、役場職員等に黙禱の強要や半旗の掲揚、また、村内の学校に半旗の掲揚はするべきではないと思いますが、村長と教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 村では弔意をどうするかということでもありますけれども、今、議

員がお話ししましたように、弔意表明につきましては岸田総理大臣は、国民、地方自治体、教育委員会は弔意表明は強制しないと発言しております。

現在、国から地方自治体や教育委員会などに対しまして協力要請はありませんので、役場庁舎や村内小・中学校等におきましては、弔意を示す意味での半旗の掲揚や勤務時間中の黙禱などについて行うことは、今のところ考えておりません。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 藤田議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましても、今、村長が答弁いたしましたように、特に教育委員会といたしましても行うことはございません。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 強要はしないということで理解はしますけれども、全国的に見ると、誰に付度じゃないですけれども、もう既に県民や他市町村に対して強要を実施をするんだというような自治体もありますので、ここに来てどうなのかちょっと分かりませんが、そういう付度することのないように、西郷村では普通の行政を行っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

世論調査でも、国葬に反対する人は賛成を上回り、岸田政権に対する支持率も低下しています。国家権力が国葬として弔意を国民に強制することは、個人の思想、良心の自由に反することになりますので、これを申し添えて次の質問に移りたいと思います。

村長の政治姿勢についての2つ目になりますけれども、これも関連しますけれども、次に、旧統一教会との関わりについて伺います。

旧統一教会は、洗脳された信者たちが正体を偽って勧誘活動を行うなど、カルトと呼ばれる反社会的な集団です。安倍派を中心とした国会議員との親密さが報道されています。

また、安倍氏に至っては、旧統一教会等の集会にビデオメッセージや統一教会が発行する月刊誌「世界思想」には、安倍晋三元総理の写真が何度も表紙に使われてきました。まさに統一教会の広告塔の役割を果たしてきたと言われても過言ではありません。

また、教会と議員との関わりが鮮明になってきました。国会議員をはじめ、全国の首長や地方議員まで広がりが出てきています。村長におかれましては、これまで旧統一教会系の団体が主催する集会に参加をしたり、村として祝電等を送ったことがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 統一教会との関わりについてということではありますが、世界平和統一家庭連合、いわゆる旧統一教会と政治との関わりにつきましては、社会的な非難を受け、現在大きな問題となっております。なぜ、問題なのかと申し上げれば、政治家が宗教団体と関わることもありますが、特に大きな問題は、靈感商法などで大

きな社会問題となった団体とのつながりを持ってきたことにあるのではないかと考えております。

国会議員をはじめ、都道府県知事や地方自治体の長などが旧統一教会施設への訪問、挨拶、旧統一教会が主催するイベントや会合への出席、演説などをしてきたことなどが次々と明らかになっております。

私個人といたしましては、これまでに旧統一教会や関連団体との関わりは全くありませんし、今後も関わることは一切ありません。また、村においても、各種イベント等において、旧統一教会や関連団体への協賛や講演をしたことも確認はされておられません。

今後とも、社会的な非難を受けることがないように、十分注意しながら行政執行をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） これまでほとんど関わりはないということで理解をいたします。

ですが、実は白河にも支部があることが分かりました。世界平和統一家庭連合白河家庭教会が白河の白坂に令和2年11月に建立されております。身近なところに教会があるということは、身近なところで被害者が出ていることが予想されます。

政府は平和統一家庭連合、旧統一教会に関する被害相談を受ける政府の電話相談窓口を開設しました。また、いわき市でも世界平和統一家庭連合に関する被害救済の動きを受け、相談集中期間を定め、被害者実態の把握に努めるため、専門ダイヤルで専門職員を配置して対応することを決めました。身近な場所で相談することにより、相談しやすい体制ができると被害者救済の対応を始めました。村でも身近なところで相談できるように対策するべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

白河支部もできているということで、本当に身近にあるということは今、議員のほうからお示ししていただきました。今後、村においてはそういった被害者がもしあれば、親身になって相談に乗っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 村でも被害者が出れば、親身になって相談を受けていききたいということですが、こういう時期なので、いわき市みたいに期間を設定して、そういった専用ダイヤルを設置するのも一つの救済方法かなと思いますので、ぜひそういったことも考えて対応していただきたいと思います。

旧統一教会は、現在は世界平和統一家庭連合、世界平和女性連合、天宙平和連合など名称を変えて行動していますが、やっていることは昔も今も変わらず、靈感商法や多額の献金による家庭崩壊や集団結婚など、長く社会問題になっています。村長は、今のところ接点がないということですが、全国的には旧統一教会と首長や行政との様々な関係が明らかになっています。今後とも十分注意して、行政執行に当たっていた

だきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、物価高騰から村民の暮らしを守る施策の拡充についてということで、6点ほど質問いたします。

物価の高騰が止まりません。食料品の値上げだけで、11月の予定分を含めると2万品目を突破することが帝国データバンクの最新情報で判明したことが新聞に掲載されていました。特に、10月には価格設定が加速し、月間で今年最多となる6,532品目の値上げが計画されています。物価の異常な高騰は、村民生活を直撃しています。

これだけ物価が上がっているにもかかわらず、年金の支給額は2年連続引下げです。今年も国民年金は4月から0.4%削減されました。さらには、社会保障費の高止まりや原材料の高騰、原油高、急速に進む円安などの影響で、村民の生活は限界にきています。

急激な円高の原因は、新型コロナウイルスの影響やロシアによるウクライナの侵攻の影響だけでなく、アベノミクスの異次元の金融緩和が異常な円安と物価高騰を招いたことが指摘されています。年金の引下げや異常な物価の高騰、原油高による原材料等の高騰で多くの事業者が混迷しています。

また、実質賃金が4か月連続マイナスで物価高騰に追いつかず、このまま円安が続けば、今年度の家計負担は昨年度比7万8,000円程度増えることが試算されています。村民の生活は瀕死の状態に至っているといっても過言ではありません。

このような状況について、村長はどのように思っているのか、まず見解をお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 物価高に対する考えということでありませけれども、新型コロナウイルス感染症が村民の皆様や事業者、地域経済に与える影響は依然として続いております。こうした中で、ロシアによる、2月24日、ウクライナ侵攻などの影響により、世界規模で原油や穀物等の価格高騰が生じております。

さらには、最近の円安の進行により輸入コストが急上昇し、家計や法人活動にさらなる影響を及ぼしております。政府も原油などエネルギー価格高騰対策をはじめ、法人に対するサプライチェーンの強靱化といった施策を実施しているものの、ウクライナ情勢、円安共に先行きが不確実な状況となっております。

当村においても影響は等しく、原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰は、村民の皆様の生活、事業者の皆様の事業活動を困難なものとしています。全ての村民が困難な状況に直面しておりますが、まずは厳しい環境に置かれた困窮世帯や地域経済の中核を担う中小企業、小規模事業者や農業、特に輸入飼料の高騰により深刻な打撃を受けている畜産業などに直面する影響を緩和するため、実効性のある支援の実施が急務であると考えております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 村長もこういった状況を緩和して、大変な状況であるということとは理解しているということは理解しました。

この後の質問に移りますけれども、こういった状況において、村民の生活を守るために施策を打っていると、私はそれは理解しておりますけれども、次にどのような施策を打っているのかということ、まずはじめにお聞きいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 物価高騰に対する村の施策についてということでありまして、まずは今回の補正予算の中に新規で3つの事業を計画しております。

まずは福祉課における物価高騰に対する施策につきましては、本定例会において、物価高騰対応西郷村緊急生活支援給付金事業の予算を上程させていただいております。

事業の概要といたしましては、対象を住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯及び生活保護世帯としております。対象世帯数は、約2,000世帯を想定しております。給付額につきましては、1世帯当たり1万円を給付するものであり、物価高騰による影響を受けている村民の皆様のうち、支援を必要としている世帯への経済的負担軽減を図りたいと考えております。

次に、産業振興課分でありますけれども、産業振興部門においては、物価高騰対応西郷村畜産飼料緊急支援事業及び物価高騰対応西郷村中小企業緊急支援事業を計上しております。

また、稲作農家等の収入の安定に寄与すべく、収入保険制度への加入促進を図るため、水稻施設園芸等収入安定対策事業を計上しているところであります。

西郷村畜産飼料緊急支援事業でございますが、これは畜産農家の皆様に支援を図っていくものでありまして、コロナ禍による牛乳をはじめとした乳製品や肉用牛の需要減少と飼料費等の高騰に伴い、村農業の基幹産業である畜産農業の経営は大変厳しい状況で、自助努力の限界を超える状態となっていることから、経営の持続、安定につながるため、支援金を支給するものであります。

具体的支援の内容は、飼料費高騰分の一部助成として、乳牛1頭当たり1万円、肉用牛繁殖について1頭当たり2,500円としております。

続いて、西郷村中小企業緊急支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大及び世界的な原油価格や物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している村内事業者の事業継続支援を目的として、その事業のための燃料費購入や電気料金などの一部を支援するものであります。対象者は、村内で事業を営む中小企業及び個人事業主であり、農業を除く業種を対象としております。

コロナ禍において、過去2度売上げ減少に対する支援として、一律10万円を給付する事業継続支援給付金事業を実施してまいりましたが、本事業では、燃料費等の経費高騰分に着目し、本年と昨年の対象経費の差額を給付金の算定額とし、法人10万円、個人事業主5万円の給付上限を設け、給付する内容となっております。

続いて、水稻施設園芸等収入安定対策事業につきましては、昨今の米価下落への影響や頻発する災害への農作物被害等により、収入が減少した際のセーフティネットで

ある収入保険制度の活用により、農業経営の安定につなげていくため、保険加入者負担における掛け捨て分の一部を助成し、制度への加入を促進するものでございます。

具体的支援内容でございますが、収入保険制度への加入者負担における掛け捨て分について、加入者負担の3分の1を助成するものとなっております。

以上が物価高騰に対する村の施策として、今定例会に予算を計上させていただいておりますので、ご審議を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今、物価高騰対策について、村独自の支援策、今補正予算の中に提示されております。ほかから見れば、大分いい支援策かなと私も思いますし、評価はしていきたいと思います。

しかしながら、物価が急騰する中で、年金は引き下げられ、実質賃金は下がり続け、新型コロナの影響で売上げは減少する中、倒産や事業の廃業をする方が出ています。今回の物価高に対する施策は評価しますが、全村民を対象とした支援も必要ではないかと思えます。

特に給付金ですけれども、今回は1万円、非課税世帯と均等割世帯にも拡大してやるということですが、これにかからない世帯が多くいます。その世帯に対して何の支援もないでは、この物価高でちょっと手落ちなのかなと私は思います。

さらに、国としてもようやく岸田首相はこの物価高に対して、これも低所得者に対して5万円の給付をするということですが、低所得の人は大変だとは思いますが、ただその境にいる村民、国民たち、結局年間所得が200万円前後というか、そういった方たちには何も恩恵がないというような施策をこれまでやられてきているのではないかと思います。村においては、そういった層も含めて、何か支援策があるのかどうか、検討していただき、ぜひ対応をしていただきたいと思います。

全国的に、こういった自治体の物価高騰による支援策が取り組まれているのは事実です。この中で、全国の動きを見てみると、学校給食費に関することが多く、無料化や助成などが主な事業として取り組まれています。

または、上下水道料金の基本料金の無料化や使用料金の期限を設定しての無料化、地元の商品やガソリンスタンドを利用したレシートを提示すれば、20%還元されるなど、様々な取組が実施されています。先ほども申しましたけれども、全村民が今この物価高騰に苦しんでいるわけです。そういった意味では、どうかこういった低所得者も含めてですけれども、全村民に行き渡る支援は考えているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 藤田節夫議員のご質問にお答えいたします。

質問第2の3点目、全ての村民を対象とする給付金等の支援の拡充をすべきとのお尋ねでございました。令和4年第2回定例会において、2つの給付金事業に関する予算のご議決をいただき、現在両事業ともに実施しております。

1つ目は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございます。こちら

は令和3年度実施した同事業の令和4年度版となっており、住民税非課税世帯を対象とし、1世帯当たり10万円を給付する事業でございます。

2つ目は、生活支援給付金事業でございます。1世帯当たり3万円の給付金を均等割のみ課税世帯に対し給付する事業でございます。

また、先ほどの答弁で申し上げました本定例会において、物価高騰対応西郷村緊急生活支援給付金事業の予算を上程させていただいております。

議員おただしのとおり、物価高騰による影響は住民税非課税世帯だけではなく、全ての村民の皆様にも及んでいる状況であると考えておりますが、今回は全ての村民の皆様のうち、支援を必要としている世帯の方への給付に重きを置かせていただき、対象世帯につきましては、均等割のみ課税世帯までを拡充し、負担の軽減を図らせていただきました。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 言わんとしていることは分かりますけれども、先ほど来、もう大変な物価高なんです。円安にしても、これから先まだ見えないと言っている専門家もいるわけで、今144円ですか、1ドル。それが170円まで上がるということも言われているんですよ。

行政としても財政の中であれなので、本当は国がこういった政策、国民全体を救済するような施策を本当はやっていただければいいんでしょうけれども、なかなかそうはいかない。そうすると、地方で少ない財政の中でこれを補っていく、そういったことも必要となってきます。これはどうしようもないです。そういった意味では、本当に多くの村民に恩恵が得られるような、そういった施策をどうか村長には考えていただき、村民に対してそういった給付金なり支援をお願いをしたいと思っております。先ほどの政策、物価事業に対しての支援に対しては、最終日の議案のときにいろいろ質疑したいと思っております、中身のほうは。この質問を終わらせていただきます。

次に、こういった物価上昇の中で、やはり学校給食費を無料にするべきではないかということでお伺いしたいと思いますけれども、私この学校給食の無料化、これまでこの議会の中で数え切れないほどこれまでやってきました。そういった意味では、村長も、「またか」みたいなことだと思うんですけども、何ととっても、こういった状況なので、子育て世帯を支援するための対策として、学校給食費を無料化することが一番効果があり、少子化対策や子育て支援にもつながっていくと私は思います。

全国で物価高騰対策として、給食費の無償化に踏み出す自治体が一気に増えてきております。これまでは地方の自治体が少子化対策として徐々に広がってきましたが、最近では、大阪市や東京都葛飾区など政令都市や大都市圏まで無料化する自治体が増えてきております。県内においても、6月議会のときは無償化している自治体が20か所でしたが、現在では24自治体に増えてきています。

さらには、先月行われた石川町長選でも、給食の無償化を公約にした現職の町長が当選しました。

また、県内では75%の自治体で無償化や一部補助をしています。

村では、今年の6月補正で、材料費の物価高騰となる分を補助しました。物価高騰による対応に対しては評価いたしますが、保護者負担の軽減にはなっていないのが現状です。物価高騰が村民の家計を直撃している中、義務教育にかかる保護者負担が大変な重荷になっています。財政的にも大変でしょうが、子育て支援をすることで将来の村発展にもつながると思います。物価高騰で保護者世帯に支援するためにも、学校給食費を無料にするべきと思いますが、まずお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 学校給食費の無料化ということで、私も何回も答弁させていただいております。基本的には学校給食法第11条、学校給食に必要な施設、設備費、人件費等は設置者、そして、それ以外の経費は保護者負担ということになっております。私は、国の政策がこれはしっかりしてほしいと前にもお話ししましたが、今年も人口減少、出生率、出生数が前半で40万人を切るという、本当にもう日本の将来がどうなるかということで、まず出生率からも出生数、出生率から下がっているということで、子どもを産み育てるそういうバックボーン、そういった施策は、やはり国がすべきだと私は常々考えております。

6月補正については、値上げ分を上げさせていただきました。それで十分とは言いきれないこともあります。また、先ほど大都市、あるいは県内の市町村でも20から24自治体が無償化、石川町の無償化という話があります。これらも頭に入れながら、子育てについて一歩進んだ考えを持っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） いつも村長は国がやるべき施策と。私も思います。日本の子どもを育てるのに各自治体で、隣の町は無償化して、こっちは有料だと。そういった子どもの育て方はないと私も思います。

しかしながら、現実を見れば、状況がこのようになっているわけです。国が少子化対策とか子育て支援なんて口では言っているけれども、ほとんどやっていない。これ県段階でやっているところは結構あるんですよ。山梨県とか県が半額出して、あとはほかの自治体で半額補助するだけで無料化できるということも、実際やられているところはあるんです。そういった意味では、国がやらないから、各地方自治体で少ない財政の中から工面してやっているということは、どこも一緒なんですよ。どこでも少子化で大変苦しんでいます。

そういった意味では、西郷村においても、そういったことは分かります。私も国でやることは分かりますけれども、実際見ると、そうはなっていないということも理解していただいて、村長には頑張っていただきたいんですけども、今答弁の中で、一歩前に進めていきたいと回答いただきましたので、何らかのあれを村長も考えているのかなと私は思います。

この学校給食に関連しては、学校教職員の多忙化を解消するために、公会計を進めるということで、もう国からも通達が来て、もう4年になるんですよ。この先生の

多忙化というのは、学校給食費を集めたり、滞納したらば集金をしたり、その金を納めたり、大変な仕事になるんですけれども、これを先生方の多忙化を防ぐために、国でもぜひ公会計にして先生方を子どもたちと接する時間を多く持てということで、国というのはそういうことは言うてくるんだよね、ばんばん、本当に。ところが、実際の本当に子育て支援で学校給食を無料化しようと思ったらやらない。

それで、先ほど11条の話もしました。これも何回もしていますけれども、これは西郷村にはもう当てはまらないと思うんですけれども、もう第3子が無償化になったわけです。そういった意味では、第1条も当てはまらないことは村長も知っていると思うんですけれども、ぜひその辺も考慮してやっていただきたいと思います。

今お話ししました多忙化を解消するために、毎回議会で質問するたびに、公会計化を早急に実施をしていきたいという答弁をいただきますけれども、実際はまだ始まっていないし、これを始めるとなると相当な時間、年月、費用がかかると思うんです。だから、この公会計をやらなくていいというか、脱するためにはもう無料化、無料化しちゃえば何もないですよ。人件費も要らないし、だってこれは無料化する前に公会計化を実施すれば、相当なお金がかかるわけです。システムの構築とか、それをやる人件、人とか。まして実施しても、村で職員をまた増やさなくちゃいけないわけです、その分。

そのようなことを考えれば、本当にその前に公会計化なんかやらなくていいわけですよ、無償化することで。費用対効果じゃないけれども、その辺の計算をしても無償化したほうが本当に村民も喜ぶし、無償化して村民から批判は来ないと思います。しかも村長が、よくやったということだと思うんです。金の使い道は村長の執行権があるわけですから、どこに使うか。お金は決まったお金しかないんですけれども、そのお金をどこに配分して使うかというのも村長の手腕にかかっているんで、先生方の働き方も改革できるし、これが進めば全て丸く収まる。無料化することによって、本当に笑顔の西郷村が構築されるのかなと思いますけれども、その辺で再度村長にお聞きしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

子育て支援につきましては、今年度より出産祝い金、それから小・中学校の入学祝い金、あるいは修学旅行の補助とか、いろいろ子育てについては実施してきているところであります。給食の無料化と公会計、これはリンクすることではあります。教職員の多忙化、本当に大変だと思っております。加えて新型コロナウイルス対策、先生も子どもたちも大変な状況になっております。

それらを加味しながら、先ほど一歩前進ということでもありますけれども、さらなる子育て支援についての給食費等については、前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 前向きに考えていきたいということで、本当に期待したいと思います。

います。この学校給食無料化については、この議会においても平成30年第3回定例会において、学校給食の無料化を求める請願が提出され、当然村長、教育長、さらには国・県宛てに意見書を出されています。これは全会一致で採択されていますので、その辺も頭に入れておいてやっていただきたいと思います。

次に、物価高騰に関することの5点目として、福祉灯油の助成金を今年も実施することということでお伺いしますということを出してあります。

村では、昨年初めて福祉灯油が実施されました。昨年は県・国の補助金を活用しての実施でしたが、多くの村民から感謝の声が聞かれました。今年は原油価格にとどまらず、物価の高騰で経済的負担が高まっています。賃金は上がらず、年金支給は減額され、原材料の高騰を理由に食品をはじめ、全ての物が高騰し続けています。昨年より暮らしは深刻です。多くの村民に物価高騰の影響が出てきます。特に生活困窮者は大変な状況です。今年度も福祉灯油を実施するべきと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

昨年実施した福祉灯油助成金を今年度も実施すべきだということでございますけれども、令和3年度実施しました西郷村灯油購入費助成事業につきましては、施設等入所者を除く非課税世帯及び生活保護世帯に対し、1世帯当たり5,000円を助成いたしました。対象世帯は1,028世帯に対し、合計514万円を支出しております。これらの事業予算については、原油高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業補助金及びコロナ禍地方創生臨時交付金を財源として事業を実施したところであります。

現在、国の施策として、値上がりが続いている食料品や電気代、ガソリンなどのエネルギー価格の家計への負担増に対応するための施策が検討されております。対象は非課税世帯1世帯当たり5万円を給付する予定となっております。この施策には、議員おただしの福祉灯油の助成に関する部分も盛り込まれておると思います。

村といたしましても、今後、物価高騰が続くことに鑑み、国が今、物価・賃金・生活支援総合対策本部を首相は掲げておりますので、それらの動向を見ながら、今後柔軟に村民に対応していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 昨年は、国・県の補助事業で行ったと。補助事業であれば、村の支出もそんなにはないので、できたのかなと思いますけれども、国もはっきりしていないし、5万円の中身も今、福祉灯油も入っていると思うというだけで、実際にはどこまでどうなのかも分からない。

ただやっぱり先ほども言いましたけれども、そこに入らない層の世帯がたくさんあるわけです。年収が200万円前後とか、もっと低い人がいるわけです。だから、そういった世帯にもやっぱり村は目を向けて、最低この福祉灯油ぐらいは村独自で、そういった家庭にも、今年は相当きつくなると思いますよ、これ。灯油だって今どのぐらいかな、相当上がっていますよね。18リッターで2,100円をもう超えている

かな。そういった意味では、昨年せつかく実施したので、今年も相当原油が……その前、村長、あれですよ、原油の単価を見て考えていきたいと。何回も私これ質問しているんですけども、そういった答弁もありました。そういった意味では、今年は本当に最高な値上がりになっていますので、ぜひそういった世帯、全村民を対象にそういった施策をやっぱり考えてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今後の原油高騰を見ながら、できるだけ村民等しく補助していきたいと考えておりますけれども、状況、情報をちょっと分析しながら考えていきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 村民等しくやっていきたいということなので、理解してぜひそういった方向で事業をやっていただければなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、インボイス制度導入の中止を求めることについてお伺いいたしますということで、消費税のインボイス、適格証明書制度が2023年10月から導入されます。導入されることで、個人事業主や小規模事業者、フリーランスの方々から不安と批判が広がっています。これまで年間の売上げが1,000万円以下の事業者は消費税の納税が免除されていましたが、インボイスの導入で新たな税負担がのしかかります。新型コロナウイルスの感染の長期化や原油価格の高騰で原材料が高騰する中、収入が減って苦境に立つ事業者に追い打ちをかけるものです。

全国商工連合や日本出版者協会など、多くの団体が中止や延期を求めています。本議会においても、昨年12月議会で、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願が全会一致で採択されています。

インボイス制度の影響を受けるのは、商売人だけでなく、個人タクシー、文化芸術、シルバー人材センター、農家など多岐に上ります。インボイス導入は2019年の消費税10%への引上げと併せて決められたものです。消費税減税、不公平税制とともにインボイス制導入の中止、または延期を求めるべきと思いますが、村長の見解をお伺いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま10番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

10番藤田節夫君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 物価の高騰でインボイス制度の導入を中止すべきということであ

りますけれども、議員おただしのおり、令和5年10月1日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度につきましては、消費税の仕入税額控除のために適格請求書、インボイスの作成・保存が必要になります。

事業者がインボイスの交付を行うためには、令和5年3月31日までに税務署に適格請求書発行事業者としての登録申請が必要となります。

現在、小規模事業者、個人事業主の免税事業者につきましては、このインボイス制度が始まると、従来の請求書では消費税の仕入税額控除を受けられなくなることから、立場の強い課税事業者からの取引の停止や取引対価の引下げなどを求められるケースが出てくるものと思われまます。

つきましては、今後、国との意見交換の場がある場合は、導入の再検討や小規模事業者、個人事業主については、より簡便な制度設計への見直しを求めていると考えております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今後、そういった機会等があれば見直し等を求めているということでも理解をいたしますけれども、地方公共団体にもインボイス制度の導入が求められておりますけれども、いろいろ影響が出てくると思っておりますけれども、村としてはどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 10番藤田節夫議員のご質問にお答えします。

地方公共団体につきましても、インボイス制度への対応が必要となります。水道、下水道などの企業会計を除いては、本来、地方自治体は免税事業者であります。インボイス制度開始後も引き続き地方自治体は免税事業者ではありますが、地方公共団体が売手となり、事業者に対し課税取引を行う場合には、地方公共団体が適格請求書、いわゆるインボイスを発行しなければ、取引相手が課税事業者の場合には、消費税の仕入税額控除を受けることができず、本来支払うべき税額よりも過大な消費税を支払うことになってしまいます。

地方自治体がインボイス対応となる主な取引例といたしましては、庁舎等の施設利用料、運動施設等の使用料、公有財産の貸付け、売却といった事例がございます。そのため、現在村では、その対応として先日、国税庁に適格請求書発行事業者の登録申請を行い、一般会計特別会計に対する登録番号を取得しております。

また、来年10月から施行されるインボイス制度に対応するため、財務会計ソフトの開発元との協議を行い、システムの改修を予定しております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 非課税が公共事業団体はなるということですが、中にはインボイスに対応しなければならないということで、今何点かお話がありました。庁舎等の施設利用、運動施設の使用料などに影響が出てくるということですが、具体的にどのような影響があるのかお伺いをいたします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） お答えします。

具体的な影響となりますと、今現在利用している利用者の方に村から出す領収書、請求書なりがインボイスに対応したということなので、登録した団体番号と「うち消費税」というものを表記した領収書、請求書を今後出しまして、7年の保存が義務づけられるということでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 一般村民が利用する場合は、今までどおり変わらないということに理解してよろしいでしょうか。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） お答えします。

あくまでインボイスは課税対象者なものですから、一般の消費者、免税事業者との取引については、そのインボイス対応の請求書を出さなければならないのですが、相手方にとっては、それを使って仕入税額控除をするわけではございません。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 施設利用となると、一般村民だけじゃなくて課税事業者等も利用することがあると私は思うんですけども、今、コミュニティセンターとかは行政区長が指定管理を受けてやっているんですけども、もしそういった課税事業者がそこを利用して、インボイスとか発行してくださいとなれば、村ではどのような対応をするのか。指定管理者、行政区長さんが番号を登録するのか、村一括でやるのか、なかなか難しいところだと思うんです、行政区長さんも。一般村民で顔が分かる人だったらいいんですけども、ほかの業者が講習会とかで使いたい、インボイス発行してくださいとなれば、そのときの対応をどうしたらいいのかお伺いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 公民館等については指定管理の指定を受けていますので、その収入については行政区の収入になりますが、本来村の収入なものですから、村の団体番号でインボイス対応の請求書を課税事業者に対しては出せば可能だと思うんですが、ただそれをどのような形で行政区の方に出してもらうかという手続きは、来年の10月から開始ですが、まだそこら辺の手続きは決まっておきませんので、今後1年かけて、どのようなやり方がいいか検討していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） まだ対応は決まっていないということですけども、村の番号を使うんでしょうけれども、いちいち村に問合せをして、行政区長さんが。発行してくださいということで事前になるのかちょっと分からないですけども、その辺は研究課題だということに理解をしますけれども、それと有害鳥獣捕獲隊などの団体に村から助成金というか、出しておりますけれども、たくさんあると思うんですけども、そういった関係はどうなるんでしょうか。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） お答えします。

国から配布された資料によりますと、地方公共団体の消費税課税取引の例を見ますと、不課税取引として、租税公課、給与、賃金、寄附金、補助金、保険金、共済金等がございますので、有害鳥獣駆除隊に対する奨励金なり補助金は、この例を見ますと不課税取引になりますので、インボイスの対応は要らないと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 要は今までと変わらないということで理解してよろしいでしょうか。はい、分かりました。

それと、シルバー人材センターのことをちょっとお聞きしたいんですけども、シルバー人材センターや、その会員にも消費税の支払い義務が生じてくると思いますが、いろいろ全国で問題になっているのは私も承知しておりますけれども、10%、作業者に求めるのか、村でその10%を補助するのか、シルバー人材センターで10%持つのかというのがあると思うんですけども、その辺はどうですか。お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） お答えします。

シルバー人材センターにおけるインボイス対応の必要性等でございますが、シルバー人材センターにおけるインボイス対応の必要性は、シルバー人材センターに電話で確認したところ、現在の制度では組合員は小規模事業者、個人事業主の免税事業者に該当するとのことです。取引相手であるシルバー人材センターは、消費税を納める課税事業者に該当するとのことです。ですので、組合員の取引が消費者、または免税事業者間の取引であれば、インボイスの必要はないんですが、課税事業者であるシルバー人材センターとの取引となると、やはり組合員が適格請求書発行事業者でなければ、シルバー人材センターが今受けている仕入税額控除を受けられなくなり、組合員に支払う消費税について、このまま来年10月になり、インボイス対応でなくなりますと、シルバー人材センターがその消費税分の納税を負担しなくてはならなくなるという回答でございました。

ただ今後、どのような対応をしていくかということでは、まだ1年ありますが、白河西郷の広域エリアだけではなくて、全国的な問題でありますので、上部組織においても検討中というシルバー人材センターからの回答でございました。ただ村が負担するか、シルバーが負担するかという、まだその議論までは至っておりません。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） まだ決まっていないということで、もしこれが作業員というか、会員のほうに来ると相当なダメージというか、会員の方に与えることにはなるのかなと思います。

このインボイス制度が導入されれば、これまで消費税の納税を免除されていた小規模事業者や個人事業主、フリーランス等に新たな税負担が課せられます。物価の高騰で事業者が苦しんでいるこの時期に、インボイスを導入することは廃業を意味するものです。村でも、村民の命と暮らしを守る立場で今後も注視していただきたいと思います。

と思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

次に、通告第2、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇ 1 2 番 上田秀人君

1. 観光行政について
2. 役場新庁舎建設について
3. 移住政策について

○ 1 2 番（上田秀人君） 1 2 番、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、観光行政についてでございますけれども、村長は今年の第 1 回定例会において、その所信表明の中で、フットパスの全国大会を開催するという事を表明されました。この全国大会を開催するに当たっては、私も大いに評価をする点はあるなというふうに考えております。

ただこの全国大会を開催するに当たって、村長はどのような組織運営で行う考えなのか。例えばイベント会社に丸投げをしてしまうのか、もしくは村内に実行委員会を立ち上げるのか、それともまた別な組織を立ち上げて行うのか、お考えを伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1 2 番上田議員の観光行政についてで、1 番のフットパス全国大会開催についてということの質問にお答えいたします。

西郷村は自治体として日本フットパス協会に加盟しておりまして、来年度、今、議員がおっしゃったように、この日本フットパス協会の全国大会を本村で行うということで立候補しているところでございます。今年 7 月には、日本フットパス協会事務局がある東京都町田市に視察に行って、直接ご挨拶させていただき、全国大会へ向けてのアピールもさせていただいたところであります。

また、来月末の大分県臼杵市で行われます今年度の全国大会で正式に決定されると思いますが、次年度開催地として、私自ら西郷村に来ていただくよう PR していく予定であります。この全国大会には、村職員と共に現在精力的に頑張っております西郷フットパスの会の会員の皆様にも同行していただき、現地を視察し、来年の全国大会の準備に向け、ノウハウを学んでこようと思っております。

村としての今、体制づくりが遅いのではないかということではありますが、大分県の全国大会を見させていただき、どのような体制を構築すればよいのか勉強させていただいた上で、西郷村に全国の皆さんをお迎えするにはどうすべきかしっかり見て、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 上田秀人君の再質問を許します。1 2 番上田秀人君。

○ 1 2 番（上田秀人君） 村長、私、対応が遅いなんて一言も言っていないです。まず、村長がこの決断をされたことに関しては、私は大いに評価をしている。今、この観光行政が物すごく低迷している。その中で、こういった全国大会を開くということに対しては、本当にこれは起爆剤になるんじゃないかということで大いに期待をする。ですから、絶対失敗をしないように十分に考量していただきたいなということを申し上げたいなと思って、今回質問に入れました。ご理解をいただきたいと思います。決して遅いとか文句を言っているわけじゃありません。褒めています。

続いて、雪割橋周辺の観光開発について伺いたいと思いますけれども、新しい雪割橋が完成をし、橋を渡った先に駐車場とトイレが整備されました。今後、この雪割橋の周辺の観光整備については、どのようなお考えがあるのか確認をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 質問の2点目、雪割橋周辺の観光開発についてお答えいたします。

昨年5月に5代目となる雪割橋が供用を開始し、生活道路としてこの地域の日常生活を容易にするばかりではなく、さらなる安心・安全の確保と今後の発展に大きく寄与できるものと期待しているところでございます。

また、雪割橋周辺の溪谷は、四季折々の風光明媚な景観を楽しむことができ、県内外から多くの観光客が訪れる景勝地でもございます。この場所に訪れていただくため、新たに展望台や駐車場、トイレ等を整備しているところでございまして、この整備には特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用させていただいております。

雪割橋の公園につきましては、現在、東屋、トイレ、外周の柵などと一部の造成が完了していることから、今年の4月1日より仮で開放をしております。

令和5年度には、防衛省の交付金を活用させていただき、整備再開、雪割公園の完成を予定しており、完成した際には、フットパスコースへの設定や公園を活用したイベント等の開催も考えているところでございます。村といたしましても、アピールできるコンテンツの一つとして、新たな整備をされた雪割橋をどんどん村外にアピールして、観光開発とさせていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 例えば駐車場とかトイレを造るのに防衛省の予算をもらって造ったとかというのは、ここで審議しているから私も分かるので、その整備をしたその先のことを私は聞きたいんです。

雪割橋周辺というのは西郷村の観光地ですよとPRしますよね。でしたら、今後どのようにあそこを観光地としてPRしていくのか、そこを知りたいんです。そこを確認したいんです。このままでは本当に生活道路の一部になってしまうんじゃないかと思うんです。よく雪割橋に来られた方にお話を伺うと、やはり雪割橋はがらりと変わってしまったと。ぼろっと言われるのが、昔の4代目の橋のほうがなんかよかったですよねという声もちらちら聞くとときもあります。ですから、それに負けないように、どういうふうに村は観光行政を展開していくんだということを伺いたいんです。

これは一つの提案ですけれども、なぜあそこに橋が必要になったのか、そういう歴史的なもの、あと、なぜあの橋が雪割橋という名前がついたのか。そして、現在5代目の橋が完成しましたけれども、1代目から5代目の写真を掲載をしてみるとか。あとは以前やっていたけれども、四季を通じてのフォトコンテストをやってみるとか。そういうことをお考えになりませんか。伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いろいろ今ほどフォトコンテスト等など、ソフト面でのイベントとかのご提言、いろいろ考えていきたいと考えております。今ある西郷村の魅力を再発見し、雪割橋周辺のすばらしい景観、川谷地区のジャガイモ、カスミソウ等の地場産品や農業体験などすばらしいコンテンツを生かしながら、さらには甲子地区の由緒ある温泉などを組み合わせて、魅力ある西郷村をPRしていきたいと考えております。

また、観光は点ではなく線で結び、近隣市町村の持っている歴史、自然、観光地と組み合わせ、県南、南会津、さらには那須町と広域的に連携していく必要があると考えております。松平定信ゆかりの白河市を訪れていただき、甲子温泉に泊まる。雪割橋の溪谷を見ていただいて、塔のへつりや大内宿などの周辺の観光地に行ってくださいなど、周辺の観光地に埋もれることなく、コンテンツの磨き上げが第一であるとと考えております。

先ほどご提言いただきましたソフト事業等についても、今後検討していきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 答弁はもっと短くしてください。質問が結構詰まっていますので。

私、今何点か提案したんですけども、それ全てをやってくれとか、全てだなんて思っておりません。もっともっと若い方から意見を募集して、様々なアイデアで観光開発をつないでいただきたいなというふうに思います。

続いて、甲子・新甲子地区の観光振興策についてということですが、現在、新甲子地区において、旅館、ホテルが営業停止、または廃業されてしまった事業者がございます。一番本当に最盛期の頃から比べると、もう3分の1ぐらいになってしまったのではないかとこのように私は見ております。

そこで伺いたいと思うんですけども、この甲子・新甲子地区の観光振興策について、村はどのようなお考えをお持ちなのか確認したいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 甲子・新甲子地区をどうしていくかということでありまして、この件につきましては、全員協議会でも総括の資料としまして、西郷観光株式会社、西郷村家族旅行村、西郷村温泉健康センターの経緯をご説明してきたところでございます。

平成元年にオープンしてからの西郷村家族旅行村の経営状態は、皆様ご承知のとおりでございます。また、家族旅行村及び温泉健康センターは建物の完成から約30年経過しており、リニューアルする際にも多大な金額が必要となっております。こういった施設を抱える中、白河高原スキー場のように甲子・新甲子地区に荒廃した建物がそのままにならないよう、また、できれば民間の優れたアイデアと資金で、この甲子・新甲子地区を盛り上げることができないかということで議会の議決を得まして、

西郷観光所有の建物の購入、そして、この敷地購入のための測量を現在行っているところでもあります。

では、このエリアをどうしていきたいかということでもありますけれども、様々な方々からご意見を頂戴し、キャンプ場やグランピング施設にすればよいのではないか、あるいはちゃぼランドは福祉施設にすればいいのではないかなど、いろいろご意見はいただくのですが、それをいざ実行に向け検討するとなると、そこまでは至っていない状況であります。

言い訳になるかもしれませんが、新型コロナウイルス感染、原油高騰、円安など厳しい状況が民間企業には迫っております。今まで現地を訪れていただいた企業もございますが、運営経費の話になると、難色を示されるという状況でございます。

村としても、甲子・新甲子地区の再興に必要なこととして、再建に当たる場合、周辺の事業者との連携を図り、村民の声を生み出すこと、那須町、下郷町、白河市の周辺市町村との観光で連携をすることができると、長く甲子・新甲子地区で営業を続けるビジョンを持つことなど、条件を満たしてもらうことが理想ではあります。そのためにあの場所で何をするのか、民間企業のスキルや様々なアイデア、知恵をお借りして、よりすばらしいものを選択してまいりたいと考えております。

現在は、多くの選択肢を得ようと取り組んでおり、今回、今まで手を挙げていただいた20社も含めて、サウンディング調査という聞き取り調査を行っております。現在、募集期間中ですので、実際に何社からお話を伺えるのか分かりませんが、今ある施設を活用できるのか。活用できるとすれば、どのようなことに利用できるのか。そのためにはどのくらいの費用が必要なのか、もしくはもう使えないのか。民間の方から聞き取り調査を行い、より具体的に今後の方向性を決めてまいりたいと考えております。

一方では、敷地を借りてイベントを行いたいというお話もありますので、当面の間は維持管理をしながら、敷地等をお貸しし、甲子・新甲子地区に様々な方がお越しいただけるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 観光行政の5番目の中で、家族旅行村と温泉健康センターというのを入れているんですけども、先に答弁をもらったので、今、頭の中でいろいろ整理しています。

私が言っているのは、甲子と新甲子地区、温泉街を中心にどうするんだということなんです。これも一つの提言ですけども、これは近所の方から言われたんですけども、甲子・新甲子地区においては、本州に生息する昆虫類や植物類の分布域の境目だと言われているそうなんです。東日本、西日本で分かれるそうなんですけれども、そのちょうど境目に当たるんだという話を聞いたことがあります。ですから、珍しいチョウチョウが生息しているとか、昆虫が生息しているよとか、あとあまり見ないような植物も生息していると。鳥類においては、きびたきの森とかということで、村でも1回アピールしましたけれども、そういった希少な鳥も生息しているんだという

話を聞いたんです。その自然との調和を図りながら、これらを売りの一つにはどうなのかなというふうに考えております。

温泉そのものもすごくいい温泉だと理解をしておりますので、温泉の効能などを売りにしてPRをしていってはどうなのかなというふうに考えます。以前、この場でお話ししましたように、甲子温泉に来られたお客さんに、なぜ甲子温泉に来られるんですかと聞いたら、何もないからと答弁をされた人がいました。それだけ静かで、心が癒される、そして温泉に入って体も癒される、だから甲子温泉を選んでくれているというふうに私は理解しています。ですから、その静かな環境を生かして、自然に溶け込んだそういった温泉街をPRしていったらいいのかなというふうに思います。

その中で村長の答弁にもありましたように、新型コロナウイルス感染症というお話がございました。その中で、せんだって旅館の方とちょっとお話をしているのを聞いたんですけれども、この2年間、旅行者がまず激減したと。行動制限が今、解除されたけれども、今なお、来られるお客さん同士が密になることを嫌うよと。ですから、客室の6割から7割程度しか稼働させられない状況にありますという話を話しているのを脇で聞いていましたけれども、そういったことを考えると、甲子・新甲子地区だけに限るわけではないんですけれども、宿泊等の実情を踏まえた村独自の支援策を講じるべきだなというふうに思います。

あともう一つ、以前村がやっていた、今もやっていますけれども、合宿の里づくり、これに関してもやはりもっと実効ある補助制度を活用して、合宿をしていただけるような団体に働きかけてはどうかというふうに考えて、次の質問に入りたいと思いますけれども、新甲子と西の郷遊歩道の整備及び維持管理についてということで、急ぎ早で聞いていきますけれども、まず、私たちもこの遊歩道なんかは活用させていただいて、村外から来られた方を案内なんかもさせてもらったりもしております。

遊歩道について、まず、トイレがない。あっても古くて使えないという苦情がまずあります。そして、さらには案内板が設置されていない。案内板が分かりにくい。遊歩道なのに歩きにくい。足を止めて一息つけるようなベンチもない。川や滝へ下りるための階段が急で滑りやすく危ない、危険だと。手すりがない。特に新甲子遊歩道においては、登山靴かトレッキングシューズじゃないと歩けないようなコースになっていると。遊歩道などというのであれば、きちんとこの辺は整備すべきじゃないかというふうにお声をいただいていますけれども、いかがでしょうか。考えを伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新甲子西の郷遊歩道の整備及び維持管理についてでございますけれども、西の郷遊歩道につきましては、展望台の手すり、また看板等の整備につきまして、現在、旧雪割橋の撤去工事を行っており、カルミヤ側から進入ができないということもありますので、来年度予算計上し対応したいと考えております。

また、新しい雪割橋の公園にトイレが設置されたことから、カルミヤ先の古い公衆トイレにつきましても、周辺整備事業で撤去する予定となっております。

旧雪割橋の撤去工事により、今年度につきましては作業車両が入れないことから、西の郷遊歩道の整備事業はできておりませんが、撤去工事の進捗によっては、今年度一度きれいにしたいと考えております。新甲子遊歩道につきましては、倒木の処理等、最低限の維持管理にとどまっているところでございます。震災時に発生しました落石につきましても、複数の業者等に依頼をいたしました。岩が大きくて作業の危険性から撤去に至っていない状況となっております。

また、新甲子遊歩道は高低差が激しく、遊歩道向きではないのではないかというお声もいただいております。今後こういった活用方法があるのか、検討しているところでございます。

今後の維持管理につきましては、引き続き観光協会と連携を図り、補修をしながら新たな活用方法を検討してまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 一番嫌な言葉が出てきた。今後検討しますと。私にその答弁しないでください。今検討すべきなんだって。今お客さんが来ている。歩きにくいよとか、いろんな声が寄せられている。私だけじゃない。いろんな方があの遊歩道を案内しています。そういった方が必ず言われる。来ていただいた方がそういうつらい思いをすれば、西郷に行ったんだけどね、大変だったんだよ、それが悪影響になってしまう。ですから、それだと観光行政でマイナスになってしまう。だから、早急に対応すべきだというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続きまして、先に答弁いただいたんですけれども、家族旅行村、温泉健康センターの維持管理費及び今後の運営について伺いますということですが、質問の要旨の中にある家族旅行村、温泉健康センターの維持管理費についてを伺う前に、今後の運営について先に伺いたいと思いますけれども、議長のご許可いただきたいと思うんですけれども、議長、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） はい、分かりました。

○12番（上田秀人君） ありがとうございます。

村長におかれましても、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、先に答弁ほとんどいただいておりますけれども、家族旅行村、温泉健康センターについて、今後どのようにされるのかということで、先ほども答弁いただいておりますけれども、その答弁の下にいつまでその方向性、答えを出されるのか、まずそこを確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） おただしの件でありますけれども、年度内には回答を出したいという今思いでやっております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 年度内に答えを出したいということなんですけれども、現在の家族旅行村、温泉健康センターについて、まだまだ使える施設だというふうにお考えになるのか、また、ほんの少し手を入れれば集客できる施設だとお考えになりますか。

先ほど、いろんな業者から、民間の方から知恵をいただくというお話ししていましたが、
けれども、現在、村長はどのようにお考えか確認したいと思っておりますけれども、いかが
でしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 難しい判断ではありますが、使えるものは使っていきたい
し、リニューアルしなきゃならないときにはリニューアルしなきゃならないと思って
おりますけれども、いずれにしても民間企業に参入していただくのが一番いいのかな
と私は今思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 民間企業に参入をしていただいてという答弁を今いただいたん
ですけれども、私はボキャブラリーがないので、通告書に今後の運営についてと通告
してしまったんですけれども、私は大半はもう使えない、お客さんを呼べるような施
設ではないなというふうに考えております。今の温泉健康センター、家族旅行村につ
いてですけれども。

令和3年6月2日にここの場で全員協議会が開催されました。そのときに西郷村第
三セクター経営の総括報告書についてという資料が提出されました。この資料の中に、
令和2年4月30日付で西郷村長高橋廣志様宛てで、西郷村第三セクター経営検討委
員会委員長名で、西郷村第三セクター西郷観光株式会社の経営方針について提言がな
されています。この提言書を読んで感じることは、検討委員会においても、この両施
設について運営すること自体無理だと言っているように私は読み取れますけれども、
村長、いかがでしょうか。もう一度伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 提言は私もいただいておりますので、頭に入っておりますけれど
も、提言は提言としていただいて、その後、業者、いろんな関係で注目していただ
ける業者があればということで、今進めているところでありますので、ご理解賜りたい
と思っております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま12番上田秀人君の一般質問の途中でありますが、これ
より午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ここでちょっと質問を変えたいと思っております。

今後の運営についてですけれども、家族旅行村、温泉健康施設について、指定管理
制度について、西郷観光株式会社へ管理運営を委託してきたわけですが、これ

らのこの指定管理において、これまで議会の中でいろんな議論が行われました。様々な改善要求が出されました。しかしながら、残念なことに全く聞き入れられていなかったと言っても過言ではないと、私は思っています。西郷観光株式会社は会社の特別清算という形をとりましたけれども、議会としては、村に対してこのことについて総括することを強く求めます。

執行機関より、総括について幾度かの説明がありました。そこで伺いたいと思うんですけども、執行部としては議会への総括報告を終えたというふうにお考えなのか、伺いたいと思います。私は報告は終わったとは理解しておりません。全員協議会の席上、追加の資料があり、その資料の提出を求め、さらにその資料について整理がされていません。早急に対応すべきだというふうに申し上げます。いかがですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 総括というお話出ました。前にも私も、総括ということで一応資料を出して説明させていただきました。それで説明不足ということも聞いております。それから村民への周知、報告ということも聞いております。それらを含めて、最終的にどうするかということを決めて総括になるのかなという、私はそのように思っております。年度内に、それもきちんとした段階で最終的な総括になるのかなと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま答弁の中で、最終的な答えをもって総括を行いたいという答弁だというふうに思いますけれども、私としてはさきに申し上げたように、もう結論としては出ているのではないかとこのように思います。さきに申し上げましたように、指定管理の第三セクターの経営の審議委員会の中でも、あの施設はもう難しいんじゃないかという答申が出ていますよね。それがやはり一つの答えではないかというふうに考えます。ですから、議会のほうで大方そういう考えが多いのかなというふうに思います。

ここで一言申し上げておきたいと思っておりますけれども、家族旅行村、温泉健康センター、これらについてもそうですけれども、我々議会は幾つかの権限が与えられています。11の権限だと理解していますけれども、その与えられた権限により、議会は議会活動を行っています。最近執行部においては、議会に対する対応が非常にないがしろになっていると、このように強く感じるわけであります。村長におかれましては十分にご留意いただきたいというふうに思います。これは通告外なので、答弁は結構です。

続いて、家族旅行村、温泉健康センターの維持管理費についてということで伺いたいと思っておりますけれども、今回議長におかれまして資料請求をさせていただき、令和2年、令和3年についての維持管理費についての確認をさせていただきました。まず目につくのが、光熱水費の中の温泉の金額です。令和3年ですと602万9,100円のお金が支出されています。その必要とする理由は、この602万9,000円、これを必要とする理由をお示してください。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

まず、温泉健康センターの光熱費の温泉代につきましては、新甲子温泉開発株式会社が持つ源泉から、西郷観光株式会社が契約の上温泉を購入していたところでございます。維持管理のため、また引き続き温泉健康センターを運営する可能性があることから、温泉を購入する必要があると判断をいたしまして、この契約を西郷村で継承することといたしました。この継承の手續に時間を要し、支払うべき一部が令和3年度に繰り越されております。

以上のことから、令和2年度分を令和3年度分に支出したということから、令和3年度分については金額が大きくなっているところがございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 金額を圧縮したとかいろいろお話あったんですけども、まず施設を維持管理するために温泉を買っているんだということですよ。私が聞いているのは、602万9,000円も出す必要があるのかということなんです。600万円ですよ。恐らく答弁は、さらにボイラーの維持管理のためということで言葉が出てくるのかなと思うんですけども、ちょっと確認したいんですけども、あそこの温泉健康センターの施設の中にあるボイラーというのは、維持するためにはどのぐらいの湯量が必要なんですか。そこ確認してありますか、伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

維持管理についての湯量につきましては、今手持ちに資料がございませんので、この場ではお答えすることができません。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 確認もしないで、令和3年、予算を圧縮したにしても温泉を買っているということですよ。無駄なものを買っている可能性ないんですか。

あと、全員協議会の中で頂いた資料の中に新甲子温泉開発株式会社との契約書があったんですけども、その契約書の中に温泉使用契約、温泉需給協力金についての事項があると私は理解をしております。契約書の中に供給契約量最低限、定量毎分当たり1斗、1斗ってあの一斗たるの1斗ね、だから18リットルというふうに書いてあります。合意により縮小することもできると書いてある。縮小ができるのであれば、新甲子温泉開発株式会社と協議をしたのか確認したいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

温泉の湯量につきましては、通常運営よりも半分ぐらいの温泉で購入しているという話は聞いているところがございます。温泉開発のほうとの協議につきましては、現在委託業者のほうに委託をして、このぐらいの温泉を流しておけば、維持管理、継続して新しい会社が見つかったとしても、すぐに継続が可能であるということの最低条件として、温泉を購入しているところがございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今の答弁聞いていると、今使っているボイラーそのものがまだ使えるという頭でいるのかなと理解する。あのボイラー何年使っていますか。部品で供給受けられるんですか。そもそもあのボイラーを受けて、あの施設を全て受けてやる業者だっていないのに、なぜ新甲子温泉開発株式会社と湯量について協議をされないの。そこが私は一番問題だと思っている。そのために600万円もお金出している。それは行政の不作為だと言われても仕方がないと思うんですけど、いかがですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ボイラーの管理でございますけれども、約30年が経過しております、部品等についても、故障箇所を直しながら現在維持管理をしているところでございまして、そのボイラー以外にもいろいろな給水装置とかについても、同じような形で30年が経過して、今後使えるように維持管理はしておりますけれども、さらにあと10年、20年もつのかという話になると、その辺は疑問があるところでございます。

ボイラーの管理につきましては、いずれにしる西郷村のちゃぼランドが再開するに当たって、通常どおり運営できるものと期待しての維持管理をしていたわけでございますけれども、今、サウンディング調査なんかを行いながら市場性を、対話式の聞き取り調査で、今後市場性があるのかどうかをしっかりと検証した上で、もう使えないと思えば即座に維持管理を中止する形になるかと思えますし、さらに温泉以外の利用と、可能であればそのまま温泉を買わなくても、光熱水費とか施設についての最小限の維持管理は必要になるだろうというような形で考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 30年も経過した、もうかなり老朽化したボイラーを、例えば民間の方があの施設を借りてやりたいと使って使いますかと。30年ですよ。燃料費だっただけかかる、いつ壊れるか分からない、そんなリスクを背負ってどの方がやるのかなというふうに考えます。これ以上課長を責めても申し訳ないので、これ以上言いませんけれども、そこをきちんと見極めるべきだと村長には申し上げておきます。

そして次に、使用していない施設でありながら、機器借上料としてLED照明70万2,000円支出しておりますけれども、その理由について、なぜこれ照明器具で70万2,000円支出しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

機器借上料ということで、LED照明につきましてはですけども、こちらにつきましてはリース会社との契約ということで、村においてLEDを付設しているわけでございますので、その継承手続として西郷村が継続して請け負ったものでございまして、今2か年分での金額と。70万2,000円でございますが、2か年分での金額となっているところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） じゃ、そのLEDに関しては了解をします。

次に、役務費と委託料の中で、答弁がちょっと分かりづらいついて、課長。もうちょっとゆっくり丁寧に答弁して。

次に、役務費と委託料の中で、手数料で、浄化槽法の定期検査で1万4,000円、保守点検業務委託料として消防施設23万5,000円、保守管理業務委託として浄化槽保守管理121万4,400円、同じく保守管理業務委託として自家用電気工作保安管理16万5,000円支出していますけれども、これは関係する法に基づく支出の金額だというふうに思います。そして、使用料及び賃借料の中で機器借上料としてビジネスフォンとして23万8,464円支出していますけれども、なぜこれらのお金を村が負担するのか、理由をお聞かせください。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

浄化槽等の定期点検並びに消防設備、また浄化槽の保守管理につきましては、今後継続してこの施設を使用するという期待の下に、継続された場合には、こちらの管理をしておかなければ使いものにならないというようなこともございまして、管理をしているところでございます。

また、ビジネスフォンにつきましては、こちらは番号継承ということもございしますが、ちょっと機器が、これだと誤解されるかもしれないんですが、システム全体の購入ということで、このビジネスフォンにつきましては、電話機3台以外にメインの装置やネットワーク装置、給電装置、雷防護装置等が含まれておりましてこの金額となっており、途中で解約はできるのかというところで業者にも当たっておりますけれども、こちらもものが入っている関係上、残りの金額を支払ってもらえれば解約はできるが、リース料金はこの金額で5年間という契約になっておりますので、支払っているという状況でございまして。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 1点確認します。このビジネスフォンは村のものなの。村のビジネスフォンなの、それとも会社のもの、どっち。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

西郷観光のほうで契約したものを、村のほうで承継している状況でございまして。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 西郷観光で契約したものを村が継承した、おかしくないですか、それ。私ちょっと勉強不足でよく分からないんですけど、これ会社法とか破産法とかいろいろ絡んできますよね。今回西郷観光株式会社がやったのは特別清算ですよ。株式総会において清算人を決めたわけですよ。これ、清算人が責任持つんじゃないんですか。何で村がそのお金を払わなきゃならないの。違いますか。そこがちょっと私分からないんです。

例えばこれ、一般の倒産であれば、裁判所が任命した破産管財人が全ての管理をしていくというのは当然だと思うんです。この特別清算において、株式会社の総会にお

いて選任された清算人が、本来は責任持つんじゃないんですか。何でこれ村がお金払わなきゃならない、そこの説明をちょっと詳しく教えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本来使用もできない、もしくは使用しないということであれば、この時点で清算のほうの西郷観光株式会社のほうでリース料金の残額を払ってもらおうというようなことになるかと思いますが、その当時西郷観光株式会社が特別清算手続をとって、次のどこか企業に引き継いでいただきたいというような希望もあり、この温泉健康センターについては、継続して運営をやっていきたいというような希望もあったことから、この電話機、システム一式については、西郷村でそのリースを承継したというような形になったところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） それは違うと思います。清算人が本来は責任持つものではないかと、私は思っています。違いますか。これ、いわゆる倒産で、さっきも言いましたように裁判所で破産管財人が任命されて、その方が管理するんであれば、その破産管財人が全部管理していく。ただ、西郷観光株式会社の場合は特別清算をとった。とるに当たって、株主総会を開いて清算人を任命をして、その方が全て責任持っている。ですから、西郷観光株式会社にかかる費用に関しても財産にしても、全てその清算人が管理するものだと私は思っているんですけど、違うんですかね。それをなぜ村が出さなきゃいけない、そこの理由を明確に示していただきたい、いかがですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、清算人が清算するものということで、それも通常そのとおりだとは思いますが。ただ、こちらの施設全体につきまして、今後温泉として利用することが可能だという希望の下、当然電話につきましても、清算した後にはまた西郷村で購入して設置をするというようなことが考えられるわけでございますけれども、それに伴ってこの施設の利用価値があるということに基づいて、電話機についても西郷村で引き受けたというような形でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） そこがおかしいでしょと。本来であれば清算人が責任を持つものです。今言ったビジネスフォン、23万8,464円、令和3年度で、その分というのは清算人が責任持つんじゃないんですかと。私はそう思っています。

破産で認められた否認権ってありますよね。今回、西郷観光を見ていてちょっと違和感を持ったのはそこだったんですけども、会社の財産の管理、処分権は清算人に委ねられたということになりますよね。ですから、私ら議会で見に行ったときに、あらゆる備品がなかった。いわゆる会社のものと言われるテレビとかカラオケの機械とか、いろいろなものがなかった。最初、あれ、おかしいなと思ったんです。でもこれ

は今言った否認権という権利の下で特別清算で適用されないので、会社の備品等を処分してもおとがめなしというのかな、追跡されない。

片方でそういうふうやっていて、さらに何でビジネスフォンを、使いもしない電話を村が23万8,464円も出すのと。電話がなければどうのこうのと言っていましたけども、西郷村の代表番号でいいんじゃないですか。場合によっては西郷の観光協会でもいいんじゃないですか。なぜそれを出したのかというのが、そこが私おかしいと思います。もしこれが皆さんの自分のお金だったら、そういうお金の使い方しますか。だから皆さん方に言いたいのは、自分のお金だと思って考えて使っていたきたい、このように言いたいんですけどもいかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりで、いかに公費といえども、自分のお金を捻出するつもりで当たっているわけでございますけれども、当時、私もこの金額を見てちょっと高過ぎるというような正直な感想がありまして、これはやめることができないのかということと担当のほうにもいろいろ調べてもらったところでございまして。

ただ、契約が残っている、継承した以上、これをやめるには残りの残金を払わないと駄目だというようなことに至っておりまして、このリース契約については継続しているところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） これ以上言っても、課長を責めているわけじゃないですよ私。

個人的うらみなんか別にないですからね。ただ、特別清算をして清算人がいるのであれば、この23万8,464円、これはその清算人のほうで責任持つ金額だと思えますよ。最終的には株主さんのほうに行くのかは分かりませんが、そこはきちんと整理をしておいたほうがいいと思います。片方でこうやってお金を支出しながら、じゃ、あの施設を何で今まで活用しなかった。

さっきも村長の答弁にありましたけども、キャンプ場とかグランピングとかってお話ありましたけれども、こうやって一部の資金を提供しながら、施設の一部を何で活用するという考えは浮かばなかったんですか。村長が言われるようにキャンプなり、グランピングはお金がかかってしまうんで、キャンプなりだったら、テントを張る場所をちょっと草刈っている程度でテント張れますよね。コテージ使えば、簡易温泉施設というんですか、あそこを使えば、特に宿泊もできるわけですよ。温泉も引いてあるわけですから。ちょっと温泉を流し込めば、お風呂だってみんな使えたわけですよ。そうやって少しでも回収するという気にはならなかったんですか。片方でそうやってお金を使いながら、片方ではそうやって何もしない、それについての理由をお示してください、いかがですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 上田議員おっしゃるとおりでありまして、今言われると本当に細かいことは判明してきております。いずれにしましても、今年度内にもう結論を出し

たいと思いますので、その間何かできたのかと言われてますと、やはりコロナ禍だ、いろんなことがあって、何もできなかったことは事実であります。

いずれにしても、先ほどから申し上げていますように、年度内にこの辺をきちんと解決していきたいと思いますので、どうかご理解お願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 理解しろと言われても無理です。コロナで逃げてはいけないと思います。このコロナ禍で、一般の方は本当に努力をされて自分の経営を守っています。ですから、もう一度申し上げますけども、自分のお金という感覚できちんと考えていただきたいと思います。

ただ、私今言っているのは矛盾しています。本来であれば清算人の仕事だという話をしながら、片方で村で使えというのは、ちょっと矛盾している部分もあります。そこをちょっと確認をしながら、使えるものであればどんどん使って、少しでも村の負担を軽減すべきだというふうに申し上げて、次の質問に入ります。

次に、役場新庁舎建設についてということでございます。

まずはじめに、役場庁舎の建設計画の進捗状況について、どの程度計画が進んでいるのかお示してください。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） 上田議員のご質問にお答えします。

新庁舎整備につきましては、令和2年7月に基本計画を策定後、令和3年11月に基本設計を完了しまして、現在令和5年1月完了を目指し、実施設計を進めているところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今説明いただいたんですけども、そこでちょっと確認したいんですけども、役場新庁舎建設計画に伴ういわゆる建設費用、括弧して備品購入費も含むとなっておりますけれども、これらについて新庁舎建設に関して、議会のほうでは当初説明を受けていたのが、建物に関しては約36億円という説明だったと記憶をしています。

さらに備品などを含めて、もろもろで大体40億円ぐらいの規模になるというふうに記憶をしておりますけれども、まずそのことを確認をしながら、計画を進める中で、現在計画している予定金額というのは幾らぐらいになるのかお示してください。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） ご質問にお答えします。

新庁舎の建設費につきましては、実施設計の積算が完了次第、議員の皆様には改めてご説明させていただきたいと考えておりますが、建設資材の高騰や労務費等の上昇により、基本設計時の概算費より増えると見込んでおります。

基本設計時の概算となりますが、基本設計をベースとしまして、基本設計からの物価指数に20ポイント程度の上昇を見込みますと、庁舎本体の建築費としまして35億円から38億円程度、備品等は2億円から2億5,000万円程度を想定して

いるところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今答弁いただいて、建物に関しては35億円から38億円ぐらいの予想になると。あと備品に関しては2億円から2.5億円ぐらいの規模になるだろうということなんですけど、これ何で具体的に計算されないんですか。

今担当課長の答弁にあったように、燃料費や資材費はもう高騰しているのは当たり前ですよ。労務費も上がったと。議会においては、6月の定例会において工事の変更内容の契約の議案が上がりましたよね。その中で、やはり資材の高騰、労務費の単価の値上げということで、契約内容を変更したいということで議案が上がっていましたが、できませんでした。ですから、その時点で私らもう庁舎建設に関して、お金はもっと膨らむんだろうなと思っていたんですけども、なぜ具体的に計算されなかったのか。あと、建設費を幾らぐらいまでだったら、上限幾らまでだったらこのまま工事を進めるのか伺いたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） お答えします。

具体的な積算につきましては、今実施設計作業中でございますので、実施設計が固まり次第、皆様に改めて説明させていただきたいというふうに考えております。

また、建築費につきましては、どの程度で進むかというのは、ちょっと今のところ積算次第、どのぐらいになるかというのを皆様に説明した上で、また検討したいというふうには考えておりますが、今時点では、基本設計からは上昇するというような考えでいます。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 実施設計を進めてから計算をするということなんですけども、概算で示すべきじゃないのかなと私は思っているんです。私、建物を建てること自体は反対はしていませんよ。今回計画上がっている大きな建物、複雑な形の建物、それに対してはどうなんだということを言っていますけども。

このままいくと、交付税の申請期限ぎりぎりになってくるんじゃないかと。そうすると、いついっかまでに申請しないと国からの交付税措置を受けられないから認めてくださいと、また瀬戸際行政みたいな、そんな話になってしまうんじゃないかなと心配しているんですよ。ですから、なるべく早くやるべきだというふうに思います。

そこで、さらに質問を進めて、役場新庁舎建設から考える行政DX、デジタルトランスフォーメーションというんですか、（こども家庭庁を含む）の対応について伺いますということですけども、現在役場の職員の方、元職員の方だったのかな、マイナンバーカードの普及にいろいろと努力されていることは理解をしています。期日前投票所に来ていただいたり、コロナウイルスワクチンの会場まで来ていただいて、マイナンバーカードを申請してくださいというお話をしているのを聞いていました。しかしながら、西郷村においては残念なことに、まだ全国平均よりも10%ほど低いと、

この間の決算説明会の中で話を聞いていて理解をしているところでございます。

国はこのマイナンバーカードの普及率が低い自治体に対して、交付税額を減額することを検討していると聞いておりますけれども、村にはそういう情報が入っていますか、伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 上田議員の質問にお答えします。

先ほど議員が申したとおり、国のほうでは、正式に来年以降の普通交付税でマイナンバーの普及率を反映させるということの具体的な話はないですが、そのように総務省は考えていますが、反映までは考えていないのですけれども、そういった取組があれば報告してくださいというような照会ものは、財政課、企画政策課のところにも来ております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今答弁いただいたんですけど、分かりづらいね。分かりづらいので、もう少し詳しく教えてください。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 具体的に来年から反映するという通知は来ておりません。ただそのような話の含めた照会ものは来ています。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 国からそういう照会が来たということで理解をします。

国も本当にもうあの手この手、Pay Payでポイント付けますとか何とかいろいろなこと言っていますけれども、普及しないのは普及しない理由があると思うんですけどもね。

ちょっとまた話戻しますけれども、国でのいわゆる税収の落ち込み、よく新聞のほうに出ていますけど、それと今各所で起きている災害のための対応、またコロナ対策、社会保障費の増加、あとは無計画でめちゃくちゃな国防予算の取り方、支出の仕方、こういうことがあります。国は8月に、国債借入金、政府短期証券など合計した国の借金が1,255兆1,900億円余りと公表しましたよね。さらに、今年度末にはその金額が1,411兆4,000億円に達する見込みだというふうにも公表しています。これでも国から約束どおり新庁舎建設に関わる交付税というのは受けられるというふうにお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） お答えします。

今のところ、市町村役場機能緊急保全事業という起債を活用いたしまして新庁舎の建築を進めておりますが、交付税の措置はあるというふうな回答しかできません。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 課長、大丈夫かい、それ、あると言っちゃって。私は大丈夫な

んですかと確認し、大丈夫だという答弁で理解してよろしいんですか、もう一回確認します。これは大事な話です。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） お答えします。

ないという話はありませんので、今時点ではあるというふうにしかが説明できません。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 以前にこの新庁舎建設に伴って、財政面から私質問しましたよね。そのときに、ずっと過去10年ぐらいの財政の動きお話ししましたよね。多分記憶にあるかと思うんですけども、国に何回やられましたか。やられましたかって変な言い方ですけども、後で交付税措置します、一時借入れでしのいでください、利息に関しては交付税で上乗せします。ところが約束守られたことって何回ありました。かなり国に振り回されてきたんじゃないんですか。西郷村さん、自主財源大きいから大丈夫ですよ。それで振り回されてきたのが西郷村じゃないかと私は理解しています。

ですから慎重になるべきだと私は言っているんです。今ここでこの事業をスタートして、将来に20年、30年後に責任を持ってきちんとできるのか。120%以上の自信を持っていなければやるべきではないと私は考えます。これ以上言ってもあれなんでね。

また質問に戻りますけれども、役場新庁舎建設から考える行政DXの対応についてということで、マイナンバーカードの話をしました。総務省は本年の4月15日に、今年中にマイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載できるようにすると発表しています。スマートフォン搭載のカメラで顔認証やセンサーによる指紋認証を使い、行政サービスの申請や特定健診の情報提供が可能になるとしています。

さらには、マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証については、10月から初診時の窓口負担を軽くする。従来の保険証を使う場合には負担が増えるとされていますが、現在診療機関でそのシステムの導入が進んでいないために、マイナ保険証が普及していないと。そのために、来年4月から診療機関に対してシステム導入を義務化すると。2024年度以降は従来の保険証を廃止する、こういう方針を出しています。

また、2025年度末までには、介護保険、生活保護など自治体の機関20業務の情報システムを全国一律に標準化をし、自治体と共同利用して情報システム基盤・ガバメントクラウドというものに移行していくという考えを示されています。こういった情報というのは村に入っていますか。確認したいと思うんですが、いかがですか。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） お答えします。

村におきましては、行政改革プラン2022におきまして記載しておりますけれども、現在国ではデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、強力な総合調整機

能を有するデジタル庁の設置や、目指すべきデジタル社会のビジョンを示すとともに、基本方針を踏まえ改訂したデジタルガバメント実行計画に基づき、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、自治体のデジタルトランスフォーメーションを強力に推進することとしております。

また、福島県におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を分析の結果明らかになったデジタル化への対応を急ぐ必要があることから、福島県デジタル変革推進基本方針を取りまとめ、検討を加速していくこととしております。

村におきましては、前段しゃべりましたが、行政改革プラン2022におきまして、村が担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用しまして、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAIの活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげるとしております。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今答弁いろいろいただいたんですけども、情報としてはある程度把握している、ある程度じゃないですね、私が持っている情報以上に入っていますよね、ということと理解をします。

さらに伺いたいと思うんですけども、こども家庭庁について、来年4月にこども家庭庁が発足すると言われてますよね。ここでも、子どもが生まれたときの状況から子どもの生活環境、学校、民間、家庭での学習状況や成績、テストの結果、友達関係、特別支援教育、生活状況、児童扶養手当、生活保護、病歴、処方箋、タブレットの閲覧履歴、あらゆる情報収集が行われるとされています。これによって子どもの生活環境や教育の現場へ民間が大きく介入してくるのではないかと、私はそこを心配しているんですけども。

これが進められることによって、各自治体の教育委員会が要らなくなってしまうんじゃないかと考えるんですよ。これらに関して、国会の審議なくして閣議決定だけでどんどん進めていますよね。記憶に新しいのが令和2年です。あの新型コロナウイルス感染症が国内で感染が確認されて、国内に蔓延し始まったときですよ。教育委員会の協議なしに学校を一斉に休校しましたよね。そういうことをやってきた国なんです。ですから、閣議決定において様々な子どもに関する情報を集めて今後管理していく。そうなったときに、地方自治体に置いてある一番大事にしなきゃいけない教育委員会が消滅してしまうんじゃないかと、私はちょっと心配をしている。

今いろんなお話を申し上げましたけれども、いわゆるこのデジタル化によって、行政サービスが今後大きく変わるんじゃないかと私は心配をしている。私は絶対嫌だと思っています。行政サービスというのはフェイス・トゥ・フェイス、顔と顔を突き合わせてやるべきだと思っています。しかし、私がいくら嫌だ嫌だと言っても、国会の審議もなしに官邸で、閣僚の会議でぼんぼん決められて、上からどんどん政令で押しつけてこられる。そういう中で、本当に、じゃ、このまま役場の新庁舎建設を進めて

いいのかと私は思うんです。

さきに言いましたように、スマートフォン1台あれば全国どこからでも自分の情報を、例えば印鑑証明が必要だと、住民票が必要だと、そういう申請が行える。紙ベースでそれを取らなくても、スマートフォンをかざしただけで相手にもそれが確認とれればいい、そういう時代になってきてしまう。そうなったときに、今計画している本当にあの大きさの庁舎が必要なのか確認したいんですけど、いかがですか。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） ご質問にお答えします。

新庁舎の規模、面積につきましては、基本計画におきまして整理しておりますが、将来の来庁者数や職員数、議員数などを予測して面積を算出することは難しいことから、他の自治体と同様なんです。総務省の地方債同意等基準に基づいて、現在の職員数及び議員数によりまして、職員1人当たりの標準面積を算出し、そこに保健センター等の付加機能を加え算出しているところでございます。

また、こども家庭庁のお話とデジタル化等のおただしがございましたが、新庁舎の執務室につきましては、村民のニーズや組織の変化など様々な状況の変化に柔軟に対応できるフレキシブルなオープンフロアとしまして、ユニバーサルレイアウトを導入しております。このため、新庁舎は様々な組織の変化に対応できる執務空間となっております。

デジタル化、自治体DXにつきましては、庁舎建築に関わらず、先ほども話しましたが、行革プランの2022に基づきまして、各課等において取組が既に始まっているところでございます。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私、しつこいようですが、造るなど言っていないですからね。今課長の答弁聞いていると、大きいものを造っておけば中で形変えられるよということですね。私が言っているのは逆なんです。小さいもので抑えておいて、必要に応じて形を変えていけばいい、なおかつ造るのであれば、ああいうふうな鉄筋コンクリートの重厚なものではなくて、軽量鉄骨で本当に5年、10年で大きく変わる可能性があるわけですね、今言ったように。職員の数も今言われましたけれども、いわゆる職員の数だって、本当にそこまで必要なくなる可能性もあるわけですね。これも以前申し上げましたように、一つの窓口で申請した場合に、あとはもうその先でAIが自動的に判断をする。必要な行政サービスをAIが自動的に手続をとっていく。ですから、そうなってくると職員の数も少なくとも済む、そうあってほしいんですけどもね。そういう時代になりかねないということを申し上げている。

ですから、今この変わる時期に、本当に今の計画を進めていいんですかということをお願いしたいんですよ。今は私は情報収集をして、必要な部分だけを補完をする。そして将来的に情報をきちんと整理をして、必要なものを整備すべきだというふうに申し上げているわけでありまして。ですから、今は情報収集を行って対応をもう一度考える

べきだというふうに思いますけれども、これは室長じゃなくて村長だね。村長、どのようにお考えになりますか、このまま進むという考えですか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員おっしゃるとおり、AI、ICTに、日進月歩というよりも日々進んでおります。私たちが想像以上の速さで進んでおります。そんな中で新庁舎、今必要があるかということでもありますけども、こういう事業、熊本で平成28年に震度6強の地震がありました。そのときやはり中枢機能として情報収集、情報発信、それから災害対応、命を守るという意味において、やはり役場機能は必要ということ政府も考えて、緊急保全対策事業ということで、これ盛り込んだと思っております。その終わりが令和8年ということ、そのことを踏まえ、西郷村はどうかというと、耐震補強においてももうアウトになっておりますし、この時期を逃したんでは造れないということの思い、新庁舎建設に向けてスタートしたわけでありまして。

物価の上昇についてはさらに進む可能性もありますし、社会情勢等によって大きく左右されます。そんな中でも、やはり交付税措置のあるうちに造りたい。何もびかびかのことじゃなくて、議員の皆様と一緒に今まで積み上げてきたものですから、せつかくこの緊急保全事業対策のあるうちに造りたいという思いでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私ここで以前、役場びかびか学校ぼろぼろという話しましたよね。確かに村長が言われるように、緊急事態の対応とかいろんなことを考えていかなきゃいけない。財政の問題も考えなきゃいけない。でもどれ一つとっても、財政の問題とっても、将来的に私はすごい不安がある。今この状態で本当に踏み出していいのかと。

じゃ、造るなど言っているわけじゃないんです。必要であれば、今計画しているあの規模のやつが本当に必要なのか、もう一回考えるべきだと思っている。それが国からの助成がどうのこうのというお話ありましたけれども、それですら国は怪しいと私は思っている。なおかつ、今ここで大きくお金を使ってしまうと、財政調整積立基金やいろんなお金を使ってしまうと、この先いろいろ計画しなきゃいけませんよね。例えば前回もお話ししましたように、小田倉小学校、西郷第一中学校、あの校舎の建替え計画もしなければいけませんよね。私らはある程度我慢できる。でも、私は子どもたちには我慢させたくない。だから学校を先に考えるべきじゃないかと思えます。

あともう一つ付け加えれば、年寄りにも我慢させるなど。ですから、今話題になっている高齢者福祉施設の整備計画についてもきちんと考えながら、総合的に私は判断すべきだというふうに申し上げて、次の質問に入ります。

次の質問が、移住政策についてということでございます。

まず移住希望者（就農予定者）に対する村の支援策について伺いますということですが、ハード的な部分で村が行っている支援策については、十分に私も理解しております。その中で、これまでに移住されてきた方、これから移住を希望されて

いる方とこの間もいろいろお話をさせてもらっております。つい先だって、9月3日の日にも、やはり東京から移住してきたいという方がいらっしゃって、いろいろお話をしました。その中で、移住を希望されている方のお話を聞くと、どういうことが必要なのかというのをいろいろ聞かせていただきました。

その中で、まず情報提供、この地区では何ができるのか、いつ種をまいたらいいのかと、そういう細かい情報が欲しいと。それと、実際に就農するに当たって、お手伝いしてくれるというか、相談を気安くできるような方とか、あと本当に困ったときに手伝いをしてくれるような、いわゆる就農支援員の方っていらっしゃるんですかというお話になりました。これらに関して村はどういう考えなのか。

新規で就農されたい方に対して、情報提供の場や就農支援員の育成など、あとはもう一つ話合いの場が欲しいというのもありました。気軽に食事をとったりお茶を飲んだりいろいろ交流ができる、そういった場所も欲しいという話がありましたけれども、これらに関して村はどのようなお考えか伺いたいと思います、いかがですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

移住政策についてということで、就農予定者に対する村の施策についてお答えいたします。

まず、移住希望者の就農予定者に対する村の支援策についてでございますけれども、田舎暮らしにあこがれ移住したいという方の中には、農業に興味がある方も多くいると思います。その中で村の施策といたしましては、49歳以下であれば青年等就農計画を策定し、認定することにより、国と村の単独事業によります新規就農者向けの補助事業がございますので、その活用に向け支援を図ってまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今言ったように、ハード的なものは私も理解している、49歳以下の方だったら新規就農の支援とかというの。ただ、ソフト面でどうなんですかということなんですよ。いわゆる全然知らない土地に来て、例えば住むことに対しても物すごいプレッシャーがかかると思う。そしてそこに、農家をやってみたいという東京あたりで希望を持って、実際にいろんな問題に直面するよね。そういったときに相談できるような就農支援員の育成とか、これは私が勝手に言ってるんですけど、あとは地域の方とコミュニケーションをとれるような、そういった適当な場所があったらいいなという話を聞いているので、それらについて村はどういうふうにお考えになりますかと伺っているんです、いかがですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ソフト面でのということでございまして、農業技術の習得のため、県農業総合センター、農業短期大学校での講習会や、また村で行っている農業塾、園芸作物振興に伴う村の補助事業の情報や、農産物の販路先として村の農産物直売所の利用を案内しております。

移住者の中には仲間や農業の師匠がいると心強いという声もあり、地域で同じ境遇の方の紹介や農家の方のご協力をいただきまして、地域で支援する体制構築により、移住者に希望を安心感を持ってもらうことも重要だと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今答弁いただいて、そのことを踏まえて、じゃ、次の質問に入りますね。移住検討者に対する情報発信方法と取組についてということなんですけども、まずこの場でも私何度かお話ししていますけども、現在東京の大学生の子たちとかといろいろお話しさせてもらっているんですけども、すごく西郷村に対して、福島県南地区と言えばいいのかな、興味を示してくれているし、関心を持ってくれる。そんな中でよく言われるのが、気軽に泊まれるような場所があったらいいですねということで、これ前回は話しましたが、移住体験住宅の整備が必要だなというふうなことは時々考えます。

あとはゲストハウスなんかもあってもいいのかなと。私、移住を希望してくる方に必ず言うのが、この西郷村で、この間来られた方も川谷という話だったので、川谷で四季を体験してくださいよと。西郷村の冬もちゃんと、春から冬まできちんと四季を体験して、その上で判断してくださいよとは言っているんですけども、そういう四季を体感するに当たっても、やはり体験ハウスなりゲストハウスというのは必要だなというふうに思います。そういった整備をすべきだなというふうに思います。

そういうものを記載をしたホームページなど、いろんな形で情報発信をすべきだなと思うんです。西郷村においてはそこの辺が、あなたに言われたくないと言うかもしれないけども、この部分に関してホームページとかデジタルに関して、村はちょっと弱いのかなと思うんですよ。いろんなホームページを見ていると、長野県あたりだと物すごいんですよ。物すごいきれいな資料が添付されていて、移住定住を促してきている。ですから、そういうホームページを参考に、村では整備すべきだなというふうに考えます。

あと、今産業振興課長が答弁されたように、いろいろなそういう制度に関してもホームページに載せてあげるといいのかなと。1人にならないように、こういう方がいらっしゃいますよとか、こういうところで相談できますよ、こういうところで交流できますよ、そういうのも記載しておいたほうがいいのかなと思います。それと、関係人口を増やして情報発信を行ってはどうかと思います。

私のところにいろんな方が訪ねてきてくれるのは、やはり関係人口と言われる方なんです。いろいろ関係している方から口コミで聞いたとか、そういう方が訪ねてこられるのが多いです。ですから、関係人口を増やして、いわゆる東京にしごう会なんかは関係人口になっていただけるのかなと思うんですけども、そういった方を通じての情報発信を行う。あとは、さらには全国各地で行われる各イベントなんかにもっともっと積極的に参加をして、広報すべきではないかと考えますけども伺います、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

もう人口減少、地方の時代と言われております。村としても、とにかく人口を増やすことを最優先課題としてやっております。議員も見たかと思うんですけども、定住移住ガイドブック、それらを大きく使っていきたいなと思っております。その中で村を勧める、選ばれる村、誇れる村を3つのキーポイントにしてやっていく所存で、あらゆる場所にガイドブックを配布したいなという考えをしております。

また、移住定住ガイドブックの中に「ただの村と思うなかれ！選ぶのには訳がある」というキャッチコピーがありまして、私自身も名刺の中に「ただの村と思うなかれ！」を入れさせて、私自身も、職員もそうですけども、議員の皆さん、村民の皆さん一緒になって、村を盛り上げるのが何より大切かと思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今答弁いただいて、ガイドブックというお話ありました。ガイドブックを作って、東京有楽町にあるふるさと回帰センターですか、あの辺に置いて終わりではなくて、もっともっと積極的にアピールしていただきたいなと思います。

あと、「ただの村と思うなかれ！」ということでしたけれども、そういうふうにおっしゃるのであれば、さきに質問した藤田議員が言われたように、子育て支援に関して、学校給食費の無料化からさらに突っ込んで子育て支援をしていただければ、さらに移住につながるのではないかと申し上げをして、私の質問を終わります。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 一般質問の途中ではありますが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続きまして、次に通告第3、8番鈴木勝久君の一般質問を許します。8番鈴木勝久君。

◇ 8 番 鈴木勝久君

1. 村長の政治姿勢について

○ 8 番（鈴木勝久君） 8 番鈴木勝久です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、P a y P a y による経済対策についてお伺いいたします。

これは、西郷村キャッシュレス決済ポイント還元事業といたしまして、事業費約 2,000 万円の事業でございます。これについて、今、8 月から、これは次に掲げる目的で施行されております。1 か月たちました。途中経過でございますが、その効果、今どのような進捗になっているか、お答え願えますか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

8 月が終わり、1 か月が経過したところで P a y P a y による効果はどうだったのかというご質問でございます。

本事業の実施期間であります 8 月 1 日から 9 月 30 日までの半分を経過した段階での事業の効果についてお答えいたします。

まず、8 月 1 か月におけるキャンペーン対象店舗での P a y P a y 利用による支払額は約 2,160 万円、支払い回数は約 6,000 回でありました。本事業の開始前の 1 か月の P a y P a y 利用による支払額が約 420 万円、支払回数が約 1,330 回であったことから、支払額、支払回数ともに 5 倍に伸びているという状況でございます。

また、P a y P a y によるキャッシュレス決済導入事業者の件数につきましては、本事業の対象となる中小企業者では事業開始前の 79 件から 117 件へと 38 件の増加となっております。

消費者については、どの地区にお住まいの方が利用したのか、そのデータをつかむことができないため、正確な数値でお示しすることはできませんが、売上高の伸び率を見ますと、村外からもポイント還元を目当てに来村し、P a y P a y による購入が増えたものと推測されるところでございます。

また、本事業の告知を知った村外の方や観光客からの問合せもいただいております。本事業における小売業者への効果はあるものと考えております。

○議長（真船正康君） 8 番鈴木勝久君。

○ 8 番（鈴木勝久君） 売上げが大分増えたということでございますけれども、この P a y P a y の決済システム、そもそもこの目的はどのようなものだったのか、再度確認したいんですけれども、この目的は何だったんでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本事業の目的でございますが、中小企業、小売業者の活性化と感染拡大防止対策の推進の 2 点でございます。

まず 1 点目、村内の中小規模店舗における消費喚起による地域経済の活性化でござ

いますが、これまでの度重なるまん延防止等の措置や爆発的な感染拡大により、外食産業をはじめ小売店など、消費が抑えられているところがございます。消費者は、村内外を問わず本事業によるポイント還元を受けることが可能なため、村内の店舗利用による地域経済の活性化が図られると考えております。また、あわせて、村外、県外からの消費者の流入による波及効果も期待しているところがございます。

2点目といたしましては、感染拡大防止対策の推進でございます。

キャッシュレス決済を導入することで会計を非接触で行うことが可能となり、これは、国、県、村が提唱する新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る新しい生活様式の一つとされていることから、村内の事業所においても導入を推進するものでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 目的ははっきりしていたんですけども、このP a y P a y、私もスマートフォンを持ったのがつい最近だったので、このキャッシュレス決済というのがあまりできていなかったんですけども、これを入れて、P a y P a yのことをちょっと勉強したら、ほかにもこういうキャッシュレスの決済システムを取っている会社があっちにもこっちにもあったんですけども、なぜこのP a y P a y 1社に限定して西郷村はこういうシステムを導入したのか、その辺をお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

P a y P a y 1社にした理由についてのご質問でございますけれども、キャッシュレス決済サービス提供者につきましては複数の会社がございます。このうち、本事業のように自治体が主体で運営するポイント還元事業を実施している事業者もP a y P a yのほかには楽天ペイ、ドコモのd払い、a u P a yなどがございます。

本事業の実施に際し、任意の1社とするか、または複数社のサービスを採用するかを検討を行いました。いずれの事業者も事業の実施要件につきましては満たしているところがございますが、1社ごとに100万円から150万円の事業運営費用が必要となりまして、複数の会社で事業を行うことは消費者の選択肢の拡大というメリットがあるものの、運営費用の肥大化とキャッシュレス決済を導入する村内事業者側の負担になるということを考慮し、1社とすることといたしました。

また、P a y P a yを採用した理由といたしまして、ほかの運営事業者と比較して非常に高いシェアを誇ること及び全国自治体における同様の事業の実績も判断材料といたしました。

なお、福島県内では、喜多方市、いわき市が先行事例として実施しているところがございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） このP a y P a y、福島県で3自治体目だったんですね。いわき市と喜多方市にちょっと問い合わせてみたら、喜多方市はどの時期にやったかちょっと

と忘れちゃったんですけれども、あまり効果がなかったような気が、3割でしたか。喜多方市は1か月しかやらなかったんですね。だから、何かそれが定着するまでに終わっちゃったみたいで、私、村が一生懸命やっているので、家もやろうとって参加したんです。小売店のほうでしたんですけれども、そこでいろいろお客さんからの不満のほう。

いいほうを一つ言っておきますけれども、これ、白河とか矢吹の人は小売店の方、大変羨ましがっていました。何で俺らのところもやらないのか、そういうのを伺って、西郷村はいいな、銭あるからみたいな言い方だったんですけれども、西郷村はうちの村長が頑張っているんだよって。本当にこれは真面目に言いましたよ。自治体、自治体でいろいろな事業を村民の目線で検討してつくっていったものですよと、ちゃんと正しく言いました。

ただ、問題は、その中で決済1回あたり上限2,000ポイントしか付与されないとか、限度額が5万円以下だとか、その辺が問題になったんですけれども、そこにコンビニエンスとか、要はここに5社ぐらい入っていますけれども、ドラッグストアとか、もっと言えば、家に来て、大型店舗で何で使えないんだとか、そういうお話も村民の皆様からお聞きしました。

私たちのほうからすると、限定していただいたのは非常にありがたかったんですけれども、いざお客様の目線になると、村民の目線になると、自分たちが利用したいところにポイントの還元がない、非常にこれは使いづらいというお叱りの言葉というか、何でそういうふうにしなかったの、せめてコンビニエンスストアで使えればみたいな話もされたんですけれども、どうしてそういうふうにしたかというのは村民の方の意見だったんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1回2,000ポイントを上限とした理由についてでございますけれども、ポイントの上限の策定につきましては、P a y P a yがこれまで実施してきた事例を基にシミュレーションを行い、検討したところでございます。

決済1回当たりの上限が2,000ポイントの場合、1万円のお買物でポイントの上限に達します。中小規模店舗に絞った本事業における対象店舗においては、高額な支払いの割合がさほど多くないものと推測し、2か月の事業期間の中で多様な店舗が利用できるよう、1回当たりの上限を策定したものでございます。

また、一月5万円という上限としたものにつきましては、一月のポイント対象上限額を5万円とした理由について、ポイント上限の策定についてはP a y P a yがこれまで実施した事例を基に、それを参考に検討いたしました。1か月当たりの上限が1万ポイントの場合、5万円の買物でポイント上限に達するということとなりますが、限られた予算の中で多くの方に利用していただきたく、上限のほうを設けさせていただきました。

また、店舗を絞った理由でございますけれども、取扱い店舗を限定した理由につい

てでございますが、本事業では村内の中小規模店舗を対象とし、コンビニエンスストアやドラッグストアを含む大企業は対象外といたしました。事業の目的である地域経済の活性化を達成するためには、コロナ禍の厳しい状況を耐えてきた中小規模店舗の活性化、持続性が不可欠であると考えております。

また、大企業につきましては、特に村内のコンビニエンスストアにつきましては、いずれもフランチャイズ店であるため、制度設計において検討を重ねてきたところでございますが、大企業を含めた場合は消費者に還元するポイント原資が大きく膨らみ、また、消費者がコンビニエンスストアなどに集中し、村内の小売業への効果が見込めなくなると判断し、当事業の目的とは乖離するということから、今回、本事業においては対象外としたところでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） あと、忘れましたが、高齢者、スマートフォンを使っていない、または使ってもこの制度自体というか、P a y P a yの会社とコンタクトできないというか、やり方が分からない人、非常にその方々、家に来たお客さんが言うんですけれども、俺らに使えないやつ、何で村でやってるのという話が多かったんですよ。不公平感がうんとあって、何で村は、それだったら全員にその金くれたらよかつぺとか、そういう言い方なんです。不公平だって。若い人たちだけだっばいと言って、その言っている最中に東京から来たお客さんが同じ品物を、片方2割引、だから、俺が言っているのは2割引という言い方だから2割引で買っているんですよ。何でよその人がって言って帰ったとですよ。何でよその人が安くて、俺ら高いんだって。西郷に税金払っている人が高くて、何で東京から来た人が安いんだって、そのときに本当に怒られたんですけれども、何か矛盾している感じもしたんですよ、そのとき、お客さんのほうから見れば。何で初めて寄ったような人が2割引で買えて、現金で出す私たちが当たり前を買わなきゃならないんだってという、そこも一つあったので、今後、そういう方々以外に、確かに目的は感染拡大によってあまり接触しないという条件が使われているんですけれども、これは分かれば分かるほど不公平感というか、不公平感が発生するんです、地元の、特に高齢者の方には。そういう対策というのはこれから練るのか、また別の方法で考えているのか、その辺お聞かせください。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

店舗目線、住民目線での課題についてのご質問だと思いますけれども、事業の検討課題でも、議員のおただしのとおり、店舗が限定されることやスマートフォンを持たない方が利用できないといった課題は承知をしていたところでございます。

本事業につきましては、クーポン券のような村民の皆様に向けた支援というよりも、地域経済の活性化と新型コロナ対策を軸とした中小規模店舗の誘客等の支援に軸を置いたものでございます。

事業開始前には、事業者向けの説明会やP a y P a yの使い方説明会を実施し、村民の皆様にご丁寧な説明をするよう努めてまいりましたが、当然ながらそれが全てで解

決されるわけではないことも承知しているところでございます。

今後、事業の目的を達成するため、よりよい形での支援や事業を実施できるよう、皆様の声、ご意見に耳を傾けてまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 行政は、今後こういうP a y P a yで活性化する、コロナが続けばですけども、こういう事業をまた続けられるのでしょうか。

というのは、長く見ると、このP a y P a yって1企業ですよ。だから、ここに肩入れしてみたいな形が私にはあるんです。1社に肩入れして加盟店が増える、お客さんもここに加盟する。長い軸で見ると、この事業で一番得したのは小売店でも消費者でもなく、P a y P a y会社1社が得したという構図になるんです。

というのは、確かに加盟料とか何か、この制度を使うのは安いかもしれないんですけども、これは店側には2%の手数料がかかるんですよ。これがずっと継続すると常にP a y P a yの会社に2%が入ると、そういうシステムなんです。もっと言えば、平等性とか公平性からすると、1社でこういうことをやるのは、私は基本的にはいかなものかなと思っております、基本的にはね。でも、趣旨からすると、こういう方向にそろそろ日本も、日本もというか、もう世界が動いているというのも体と気持ちで分かるんですけども、そういうことで、今後もこういう事業をもし続けられるのか、続けられないのか、お聞きしたいんですけども、いかがですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回は、目的が中小規模店舗の支援ということと新型コロナ対策ということで、住民の方には直接メリットはないかもしれませんが、今後、クーポン券のような事業ですとか、先進地では地域通貨なんかを使ったりしている事業など、地域の経済を活性化させるようなことも今後どんどん広まってくるんだろうというふうに思っております。

その情勢に応じて、村のほうといたしましても適宜考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 次に行かせていただきます。

2番目、ハザードマップの作成について伺うということでございます。

これは、9月2日に一般質問しました。そのときは、ハザードマップ、西郷でいえば総合防災マップと今回改めた名前になったんですけども、そのときには、まさか村にこれが配布されると思わなかったのが一般質問に出したんですけども、5日の日に一般質問を出して、7日の日に配られちゃったので、質問をがらっと変えるしかなかったんです。それで、ハザードマップを今回公表する経緯について、1年間、これ、本来は去年作成して村民に配るはずだったんですけども、このハザードマップをですね。なぜ今、ここに来て村民に配るようになったか、その経緯についてちょっと説明願います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） 8番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

ハザードマップの作成についての1点目、西郷村ハザードマップを今回公表する経緯につきましては、まず、令和4年第2回定例会の一般質問でお答えしておりますが、作成から改めてご説明いたします。

西郷村のハザードマップは、令和2年度から令和3年度にかけて、西郷村総合防災マップの紙面版、ウェブ版を作成しました。紙面版のマップには、県が公表する想定最大規模降雨に対する洪水浸水想定区域図や過去災害浸水箇所、土砂災害の危険箇所、防災重点ため池の浸水エリア図などをまとめております。ウェブ版は、紙面版に加えてダムの浸水エリア図や地震の揺れやすさマップを含めて作成しております。

8月上旬に福島県県南建設事務所から、令和4年8月5日付で水防法第14条第2項第1号の規定により、堀川、谷津田川の洪水浸水想定区域を指定し、公表すると連絡がございました。その後、県南建設事務所と説明会の日程調整等を経て、村では、令和4年9月8日、文書配布に併せまして、西郷村総合防災マップを配布させていただきました。

配布後につきましては、来る9月29日木曜日に、西郷村総合防災マップに関する住民説明会を西郷村文化センター大研修室において、洪水浸水想定区域を作成しました県南建設事務所同席の下、村民の皆様にも自分の住む場所の災害リスクを理解し、有事の際の避難行動につなげていただけるよう、開催いたしたいと考えております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 防災課長、すごく真面目なのは分かるんですけども、聞いている趣旨はちょっと違ったんです。本来は去年できるはずだったのに1年延びちゃったと、なぜ今なんだという、そこの説明が欲しくて、白河のどうのこうのという部分が欲しかったんですけども、まあいいです。

この中で説明を受けたのに、1000年に一度の最大降雨という話がよくされますけれども、これは前回も質問したかもしれないですけども、1000年に一度の最大降雨とはという、この意味はどういうふうに解釈すればよろしいんでしょうか、お答えいただけますか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

1000年に一度の確率で作成している理由についてお答えいたします。

新しいハザードマップにつきましては、近年、これまで経験したことがないような大雨によりまして、全国で洪水が発生しております。

このことから、平成27年5月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域を指定するに当たり、想定し得る最大規模の降雨を過去の降雨データを用いまして算出した結果、1000年に一度程度としております。

その対象河川となる河川が想定最大規模降雨により氾濫した場合の洪水浸水想定区域図が国や県などの河川管理者から示されることで、市町村では、地域の防災に関す

る責務を有する村長が主体となりまして、ハザードマップの作成、公表を行うことになっております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 本当に真面目さが伝わります。

具体的にこちらから言いますけれども、今回のこの総合防災マップ、これによりますと、想定される最大雨量が堀川と谷津田川では918ミリ、2日間ですね。阿武隈川に対しては328ミリになっています、2日間ですね。これが1000年に一度の最大雨量ということになっています。

皆様も新聞等々の報道等で知っているとおおり、8月3日と4日に山形、秋田、青森、それから富山から新潟、福井にかけて線状降水帯によって1時間の最大雨量が110ミリを超えたという記録があるんです。これ、観測史上って、どこも観測史上なんですね。この間、九州辺りも何か観測史上という言葉が出て、毎年、毎年、この観測史上という言葉が毎年マスコミと気象庁等から出ているんです。1000年に一度というのは、私の意識の中では、もう一生涯という、これから私たちが住んでいるときはこのぐらい来るといふ、そういう言い方だと思ったんですよ。ですが、この新聞等々、みんなも見ているでしょうけれども、毎年、前年とか最高に起こった災害、水災害に関しては毎年更新しています。これ、県が作ったといひますけれども、県はどこ見て作っているんだという話なんですよ。

それと、あと堀川と谷津田川と阿武隈川がまるっきり違う降水量で測っているんですね。西郷村は、阿武隈川の源流と堀川の源流はそんなに大差ないんですけども、県は何でこういうふうに分々の目安でマップに載せているのか、その辺いかがですか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） 資料がなく、今、即答できない状況でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） すみません。これは通告していなかったもので申し訳なかったです。ただ、途中で気がついたものですから、すみません、後で調べておいてください。

じゃ、それでは、打合せどおりにしますから。

この資料を見まして、これは何回も言っているんですけども、計画書の中でも言っているんですけども、この要配慮者の避難経路とか避難について、去年12月でしたか、鈴木修議員が要配慮者の新聞に出て、西郷村は、それを見る施設なり見る方がいらっしゃらないみたいな民報、民友新聞に出たんですけども、去年、その資料を持ってこなかったんですけども、その避難について考えているかというところなんです。ページは2ページなんですけれども、この3の時点で高齢者とか要配慮者、どのように避難所に行くかという、その詳しいやつが載っていないんですよ。その辺、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

要配慮者の避難につきましては、行政区長さんや民生委員の皆様のお力をお借りし

まして対応したいと考えております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） これからですか、考えてあったんですか、これから、お答えください。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

考えてはありました。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 4月からですね、防災課長の辞令をもらったのは、だから、しようがない、責められないところもありますけれども、これは相当以前から言っているんです、私も。要配慮者を周りの人に助けてもらってとか言いますが、本当に災害に遭ったときは、自分、家族なんですよ、まず助けるの。だから、行政区長さんという話は難しいんです。行政区長さんは、そのときいろいろな責任が課せられますから、いろいろ指示も出さなきゃならないんですね。1人の人に付き添っているわけにもいかないと思うんです。仕事が遅い、いつあるか分からないです、この間みたいな地震とか。地震もずっと去年から細かい地震が何回もあるんですね。だから早くやってほしい。だから村も防災課という新しい部署を設けて、そこに真剣に取り組むという姿勢を見せてくれたんですよ。これ、スピード感がないと、助かる命も助からなくなります。考えているんじゃなくて、もう明日から動いてください。今日からでも動いてください。それを強く要望しておきます。

3番目、避難所が設けてありますけれども、その避難所、自主避難をしてくださいというのもありましたけれども、この避難所は常に鍵がかかっているのかという話なんです。

例えば地震が来ました。行政区長さんがつつと行ってやるか。雨が降りました。雨がどのぐらい降ったら避難所が開設されるのか。これを連絡するのか、しないのかという話なんですけれども、そして、その中に毛布と寝具等とか食料品等とか備蓄してあるのか。もしかしたら発電機みたいなものもあるのか、避難所に。あと、指定緊急避難所というのもありますよね。緊急指定避難所、これもありますけれども、これはどういうとき指定緊急避難所を使って、どういうときに指定避難所を使うのか、その辺も地域の間が分かるのかということなんですけれども、あと、ここに福祉避難所がありますけれども、誰でも行けるのかという、こういう説明はこれでは見えないんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

避難所は常に鍵が開いているのかとのおたがしでございます。

避難所の鍵につきましては、防災課で予備を所持しております。避難の際には、行政区長さんと連絡を取りながら避難所を開ける準備をしているところでございます。

寝具等につきましては、マット、毛布等を準備しております。

今回、作成しました防災マップの中の13ページ、14ページに指定避難所、緊急指定避難所、福祉避難所等を76か所記載しております。この備考の中に、こちらには土砂は除く、洪水は除くと記載しております避難所がございますが、指定避難所、緊急避難所につきましては、こちらのほうで何かあった場合にはすぐに対応する場所、施設でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 連絡を携帯でやるのか、何でやるのかというのは、ちょっと難しいのでそこを質問したいんですけども、時間がないのではしよります。今の質問では答えになっていないんですけども、はしよります。

以前に、このふくしまマイ避難ノートと西郷村で作った西郷村ハザードマップ、こっちを見慣れているせいか、今回作っていただいたのは非常に分かりづらい、見づらい。一つ言いますと、これには、あなたが取るべき避難行動はというのが具体的に書いてあります。こちらには書いていないんですよ、具体的な行動が。中途半端なんです。

なぜこういう立派なやつがあったのに、こんな粗末になっちゃったのかという、お金をかけて。非常に大きくなったんですけども、平成10年8.26水害、そのときの土砂崩れ、ここに書いてありますけれども、これ、検証していないんです。ヒアリングしていない。3.11もそのとおり。3.11のときは森下さんが一生懸命まとめてくれたんですけども、どこにどういうやつがあったというのが、ここに載ってこないという部分が結構あるんです。羽太だけ見ても、中久保は相当な被害を受けたんです。そこが一つも書いていないんですよ、真っ白。

ここにあと4つ残っていたんですよ、質問が。はしよります。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

今、8.26と聞こえたんですが、8.27。

○8番（鈴木勝久君） いや、羽太は8.26なんですよ。みんなそんなこと言いますけれども、17時には1軒の家が床上浸水までになっていたんですよ。そっちの名前は8.27かもしれないですけども、羽太に関しては8.26で、26日から相当被害が出ていたんですよ。消防団が出て、地域の人も助けて、だから私の感覚だと27じゃなくて26なんですよ。相当、あのとき集中的に雨が降った。だから、正式には27で結構ですから、直させていただいても結構なんですけれども、26からすごかったんですよ。

○議長（真船正康君） 分かりました。

○8番（鈴木勝久君） 次に行きますけれども、じゃ、残りのやつ、すみません、はしょっていいですか。

○議長（真船正康君） はい。

○8番（鈴木勝久君） だから、相当中途半端に作っているというのがあって、防災課長とお話ししたとき、これ、一番大事なのは、色弱の方が見られるのかというのがあったんですよ。非常に見づらいんですよ。私、色弱じゃなかったんで分からなかったん

ですけれども、そして、でかくした割に小さい。和知防災課長の前に作ったやつだから和知防災課長を責められませんが、もうちょっと工夫があってもよかったかなと思います。この中でこれと合わせて、いろいろこれから言いたいことがあったんですけれども、この後、村でも説明会を開くんですよね、これの。そのときいろいろ出ると思うので、生の声を拾って対処してください。村民の命を守る大切なマップですので、よろしくをお願いします。

それで、質問に行きます。

1000年に一度という割には、公共施設浸水区域、これは給食センターのことを言っていますけれども、今回のハザードマップには半分浸って半分浸っていない状態なんですね、今度建設される場所。平成何年ぐらいからあそこの改修が行われたと言っていますけれども、どのように改修されて1000年に一度に耐えられるような、半分浸水するような状態でマップに掲載されたか、その辺のことを説明お願いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

建設中の給食センターのことですよね。

これにつきましては、この新しいマップ、1000年に一度のマップ、そこだけピックアップして、これを県南建設事務所に了解いただいて、こういう状況であります。あそこはゼロとゼロから50センチだったと思います。その中で、説明会の中でも縦断図を作りまして、最低でも50センチ盛土しますので、最大50センチが来ても大丈夫だと、それから、床までの高さが90センチあるというご説明をさせていただいたと思っておりますので、思い起こしていただければありがたいと思います。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 思い起こして、全員協議会の資料を再検討しました。流下能力が、谷津田川の場合、秒速25立方メートルの流下能力があるのを、100立方メートルパーSだから、ミニッツの次はセコンドですか。秒は何て言うの、秒はS、セコンド、英語できる人。Sは秒速という意味ですよね。1秒間に100立方メートルの能力があると。だから、計算的に5倍流下能力があるとここに書いてあるんですね。それを根拠に村長が大丈夫じゃないかということなんですね。

問題は、洪水のときの計算式がこれ、非常に難しく、なかなかできないんですよ。横断水観測とか河床の三次元測量とか、河床の変動観測及びその分析を行うとなっていて、いるんですけれども、それが、コンスタントに何ミリ降ってコンスタントに流れて、土とか砂とかが下にたまらない状態での観測なんです。大水が出た場合には、下に砂利とか泥とか、あと途中で木が挟まったりなんかして、非常に計算の仕方が難しいという、専門家の先生が言っているんですけれども、これは洪水のときは、まともな状態で河川はそのままきれいに流れる状態じゃないんですよ。

だから、私から言わせると、流下能力を本当に信用していいかという問題があって、いまだになぜここに造ったのかというのが理解できない。ですから、反対した一つの

理由にはそれがあると。村長は、いや、大丈夫だよという話なんですけれども、その辺が難しいと、私と異なる意見なんです。そのほかにもいろいろ、あそこの問題はいろいろ出てきたんですけれども、そんな状態で非常に測定するのが難しいのでという、危険なところではやめたほうがいいのかなと私は思っていたんですけれども、村長がやれと言ったんですからしょうがないですね。

それで、3番目に入ります。

今、言いましたように、今、世の中で線状降水帯という名前がしょっちゅう出てきます。それによると、そこに継続的に雲が発生して雨を降らせると。この線状降水帯というのはどうやって発生するかということなんですけれども、これは課長と話しているうちに線状降水帯のメカニズムってどうなのという話をして、それが何か質問に入っちゃったみたいなんですけれども、その線状降水帯が発生するメカニズム、これによってなぜこういうふうに集中的に同じところに2日も3日も4日も雨が降るかという、そういう問題なんですけれども、この辺の説明はできるでしょうか。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

線状降水帯のメカニズムについてでございますが、数年に一度程度しか発生しないような1時間当たり100ミリ前後の猛烈な雨のことを記録的短時間大雨といいます。記録的短時間大雨情報の発令基準は、福島県中通り南部で1時間当たり100ミリの降雨量でございます。

近年、多発しております大雨は、積乱雲の急激な発達の原因となることが多く、これは、地球温暖化や都市部のヒートアイランド現象の影響であるとも言われています。積乱雲の発達要因は複数ありますが、地上付近の気温と湿度が高い、その上空に寒気が入り込むといった条件が揃うと大気の状態が不安定になります。局地的な前線や地形などの影響で上昇気流が発生しますと、上昇気流の影響を受けながら積乱雲が出来上がってきます。このとき、上昇気流が強く、かつ大気中の水分が多いと積乱雲が急激かつ連続して発達するので激しい雨となります。1つの積乱雲は30分から60分で寿命が来て、消えていきます。世代交代をしながら次々と発生、発達し、風に吹かれながら連続して同じ地域の上空を通過することで局地的に大雨になります。これが大きく線状に重なったものが線状降水帯と呼ばれるものでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） ありがとうございます。

それで、だからそういう発生があるということですよ。

それともう一つは、台風が、今また12号が沖縄に上陸しようとしている状態です。今、台風の勢力が非常に大きくなっているというのは、海水温が大分上のほうまで、二十七度、八度、台風が勢力を増す温度になってきているんですね。日本の近くまで、今、沖縄はもう入っていますし、二十八度は、九州辺りはもう来ていますよね。そうすると、上陸するまで強くなっているんで、台風もますます強くなるんですね。この間の100ミリは線状降水帯と台風が影響し合って、かつてない110ミリという相

当な雨が降ったんですよね。これは、ここでも起こり得る。8.27水害のときは瞬間で68ミリでしたか、西郷に降ったのは。たしかそのぐらいか、時間水量で90ミリ降ったんですね。これはたしか27日だと思えるんですけども、西郷でもこういうふうに過去に90ミリ1時間に降った、そういう過去がございますので、それに耐え得る、1000年に一度じゃないんですよ、20年前にもう西郷は経験しているんですもんね。ここで2日間で870ミリ、3日目になると843ミリですか、840ミリ、相当降っているんですよ。

ですから、それに向けて防災計画、8.27の経験を生かしていない、3.11の地震の経験も生かしていない。じゃ、防災計画に載っていないんですよ、いまだに。あれも震災後すぐつくったので10年ぐらいになるんです、防災計画、分厚いやつですよ。あれも見直して、実効性があるというか、要は昔、凶上何とかこうとかとありましたけれども、実際にこうなったときにこうなるという経験をさせておかないと、地域防災計画、副村長が大分詳しくなったんですけども、その辺も考慮しながら、ぜひとも早く防災課長の手でしっかりしたものを、実効性のあるものをつくっていただきたいと思います。これはここで終わりにしますけれども、早急にです。8時間ですけども、家に帰っても頭だけは使えると思うので、いろいろ考えながら喫緊でつくっていただかないと、村民の命を守る大切なものがございますから、今度つくったやつ、失礼ですけども、これではちょっと難しいかなと思います。もっと見やすいように工夫して、防災計画を実効性のある、どういうシステムで、共助も大切ですけども、公助では何をやるんだというのが私たちが言いたいことなんです。自助、共助は分かります。今、それが一番大切なんですけれども、大切でそれが一番大切だというのも村民の方々に浸透していただきたいというのが一つと、公助は何をやるんだという、そこです。その計画を早くつくってください。

2番、終わります。

3番ですけども、これは家族旅行村のやつの話です。先ほど12番議員がおっしゃった話がございます。それを聞いていましたけれども、私からも同じような質問になったらすみませんけれども、させていただきます。

私たちは、たちと使ったのは、実は産業建設常任委員会でこのちゃぼランドとキョロロン村、視察に行っています。今年の7月19日です。その内容もこの所管事務調査報告書にきちんと書いてあります。丁寧にまとめて書いてありますので、後で皆様、参考にしてください。

その中で、資料として渡された西郷村温泉健康センター及び西郷村家族旅行村の維持管理経費について質問をいたします。

私が以前、令和2年度にこのキョロロン村、温泉健康センターにどのぐらい支出しているかと聞いたときは約1,800万円ぐらいだという話を聞きましたが、実際は温泉健康センター事業と家族旅行村事業で約2,656万円使っております。

これは確認なんですけれども、令和2年度と申しますと、西郷観光株式会社が潰れた年ですよね。潰した年です。潰したというか、特別清算にかかったというか、4月

から始まって4月30日で活動を停止したんですけれども、この2,600万円の使い方、私には理解できないんですけれども、1か月ですよ、令和2年度は4月30日までですから。それが、以前やっていたときの指定管理料2,600万円で済んでいたんですけれども、これが温泉健康センター2,600万円、家族旅行村1,200万円、これで済んでいたんですけれども、1か月しか稼働しないのに2,600万円かかったんですよ。細かい説明するかしないかは分かりませんが、課長、これ、細かい説明しますか。何でこんな金をかけたのかというのを1回お願いしたいんですけれども、どうですか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま8番鈴木勝久君の一般質問の途中でありますが、これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時20分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

8番鈴木勝久君の一般質問に対する答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 8番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

西郷村温泉健康センター事業及び家族旅行村事業についての経費ということでございますけれども、令和3年度の決算額につきましては（不規則発言あり）令和2年度の決算額につきましては、温泉健康センターの事業といたしまして2,021万6,355円、令和3年度につきましては2,263万6,552円ということで、約240万円ほどのプラスとなっております。

また、家族旅行村事業につきましては、令和2年度が634万8,568円、令和3年度につきましては234万2,867円ということで、マイナス約400万円というような形となっております。

また、令和3年度につきましては、家屋購入費ということで2,600万円が計上されているところでございまして、令和2年度の決算よりも増額となっておりますのは、西郷観光株式会社が所有しておりました建物の購入費2,600万円に加え、そもそも令和2年度の維持管理費が6月または7月からのもので1年間を通した経費ではないこと、令和3年度に利活用検討委員会が設置され、その報酬等を捻出したこと、また利活用の検討材料といたしまして、西郷観光株式会社の決算書類等の分析や建物の鑑定をしたこと、令和2年度より降雪量が多く、除雪や電気料が増額したことなどが主な要因となっております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 議長、ちょっと訂正をお願いいたします。

先ほど防災課長を名前で和知さんと言っていたので、防災課長に変更してください。

○議長（真船正康君） はい。

- 8 番（鈴木勝久君） もう一つは、ジャスコという言葉も言いましたけれども、正式名称はイオン白河西郷店ですね。その辺も直していただいて、できればそこも大型店舗ということにさせていただきたいと思えます。訂正させてください。
- 議長（真船正康君） はい、許可します。
- 8 番（鈴木勝久君） 今の答えなんですけれども、言ってることがちょっと違うんです。令和 2 年度には、年度というのは 4 月 1 日から始まりますね。4 月 30 日で事業は取りあえず終わりました。それなのに、何でこの 2,660 万円近くかかったのかという質問だったんです、簡単に言えば。
- だから、令和 2 年、令和 3 年の比較で令和 3 年度が増えた理由じゃなくて、1 か月しか稼働していないのに 2,600 万円かかったのはなぜかと、そういう質問でございいます。よろしいですか。
- 議長（真船正康君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。
- 実際に令和 2 年度に営業を休止という形になりまして、その後、西郷村が経費負担というような形になったわけでございまして、令和 2 年度につきましては、維持経費大体 10 か月分を西郷村のほうで支払ったという形で、令和 3 年度につきましてはまるまる 1 年間、12 か月分を支払っているというような形となっておりますので、そのことから、令和 3 年度のほうが金額的には増額となっている状況でございいます。
- 議長（真船正康君） 8 番鈴木勝久君。
- 8 番（鈴木勝久君） いろいろ、私質問したいんですけれども、そこが全然進まないですよ。
- なぜ 1 か月しか営業していないのに、12 か月分、支払いを村が加担してやっていたんですか。
- 議長（真船正康君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。
- 村のほうで支出いたしましたのは維持管理経費ということで、実際のところは営業はしていない状況でございましたけれども、すぐに営業再開できるように温泉、ボイラー関係、もろもろの設備の維持管理の経費として通常 1 年間見ていたというようなことでございまして、1 か月の営業代という観点で申しますとそれほどかからないということになるかと思えますが、年間の維持管理費ということでこれだけ金額がかかっていた状況でございいます。
- 議長（真船正康君） 8 番鈴木勝久君。
- 8 番（鈴木勝久君） 相川産業振興課長も今年 4 月からで、総括をしたのが長谷川前産業振興課長。あ、また名前言っちゃった。でも、相川産業振興課長だもんな。
- 議長（真船正康君） 産業振興課長です。
- 8 番（鈴木勝久君） 産業振興課長で、その前の元産業振興課長と環境保全課に行った今の課長がつくったんですよね。だから、まず、何を言いたいかというのと、機構改革をやって、このちゃぼランド、キョロロン村を総括した担当者がいなくなっちゃった

んですよ。だから、今の産業振興課長に言っても、前のやつを相当時間、何十時間、何百時間と調べていないと、今答弁できないです。私たちはある程度資料をもって勉強したから細かいのを今言おうとしても、課長は福祉課で頑張っていたんです、今まで。だから、ここは本当に分からないところがあって難しいところがあるんですけども、それでも要は1か月しかやらないところ、それに2,600万円使っていたというのは村民の理解が得られるのかということですよ。

1つは、温泉健康センター指定管理料660万円あるでしょう。1か月しかやっていないんですから、これは前も問題になっていました、5月分、6月分返済できたのかという話ですけども、660万円、1か月でかかっているんですよ、これ、指定管理料、令和2年度、1か月しかやらないのに。

じゃ、ここの説明してくださいよ。1か月しか営業していないのに、1か月しか西郷観光株式会社と契約を結んでなくなっちゃったのに、何で指定管理料1か月分660万円も払ったのか、そこを教えてください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

指定管理料ということで、3か月分前払いということで出させていただいた経緯がございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） じゃ、その2か月分を回収、今しているところなんですね。お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 3か月分のうちの1か月分はきちんとやっていただいたということになりますので、残り2か月については、今後、特別清算の中でどれだけバックされるかということが問題かと思っております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） これは、温泉健康センターだけで660万円ですけども、家族旅行村が318万円、指定管理料を払っています。約1,000万円、これが回収できていない状態なんです。

実際問題として、あれから2年間たっているんです。これは12番議員も何回もしつこく言ったので言いたくないんですけども、我々、産業建設常任委員会でも細かく見てまいりましたが、あそこは使える状態じゃありません、もう。民間を活用したいというんですけども、あれを引き受ける企業はあるはずがありません。あそこが魅力というか資産価値というかあるのは、あの土地、場所、温泉が出るというあの場所だけが価値があって、建物には価値がありません。それを西郷村は2,600万円出して買ったという。

実際問題として、我々があそこに行って感じたことは、もう産業廃棄物になった状態のものを西郷村がお金を出して買い取ったという感じですよ、産業廃棄物を。本来だったら、あれ、お金かかります、これから整理するのに。

村長の先ほどの12番議員への回答に、使いたいとか民意とか言って、あと運営経費の話をする、みんなちょっとバックしたという話もしたんですけども、実際問題としてあそこを更地にしてもらえば入ってくる企業はあると思うんですけども、例えば更地にした経費、どのぐらいかかるか試算はしましたか。お伺いたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私が今、以前の資料を見ていたところ、更地に戻して植林等となると10億円から、ちょっとざっくりばらんですが20億円、今、資材が高騰しておりますのでそれ以上かかる可能性もあるというところがございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 10億円から20億円かかるということです。これは、相当行政はこういう新しい事業をやって失敗して、そのけつというか最後の締めというか、事業を取りやめるとき、こういう経費がかかるというのをあまり始めるとき計算しないんですよね。

ここに書いていないんですけども、長久保工業団地、あそこも新しく企業が来て、あそこの水を使うとなると、この間、皆様も聞いていて分かるように、5億5,000万円やっぱりかかるんです。継続しようと思って、あそこは4億円以上金が出ているんですね。ですから、あそこも10億円損しているんですよ、西郷は。今回も38億円使って、年間1億円以上使っていてどのぐらいの効果があったか。そしてまた10億円そこに上乘せする。この3年間で、令和4年度は3,143万円、令和4年度は3,000万円以上あそこの維持経費にかかるんですよね。そういう予算が立っています。何でそんなにかけるのかなと思うんですけども。どう見ても、課長も行って、今回は一緒に行きましたけれども、分かりますよね。あそこで金が取れるというのは、レストラン脇の2つの焼肉をやるようなところと、あと強いて言えば、道向かいの何か軽食を売っていたような、そこぐらいしか使えないですね、実際。あとはぶっ壊すような状態ですけども。

ですから、村長、もうあれを使うという選択肢じゃなくて、もう壊すような選択肢で早く利活用していただくという、民間に貸してでも、そういう方向にかじを切らないと、これ、令和4年はもう始まっちゃって、今回予算立てたのは3,000万円です。これを3年合わせて、それとプラス土地を買い取り、それが3,000万円、それと測量費に3,000万円。相当金がかかるんですよね。

だから、来年度3月まで待たなくて、もうそろそろ方向性を決めないと、1日でも早く、相当あそこに負担がかかるんじゃないかなと。やめた決断はすばらしいんですけども、スピードが遅過ぎて余計な税金をそこに投入し過ぎているという感じがします。年度、年度ってどこまでできているか分からないですけども、年度に借りられるという状態なんではないでしょうか。年度終わりに答えを出すと言ったのは、それからスタートなんですか。そこで答えが出るということなんですか。民間の営業とか、そういう感じの話をされていましたが、そこから何か民間の力で営業するとい

う話なのか、そこからスタートなのか、どちらなんですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今、民間のお話も受けておりますので、それも早急に解決しなきゃならない、結論出さなきゃならない。そして、もう来年度になりますので、もう12月以降には新年度の予算も入ってきますので、それまでには結論を出さないと、また2,000万円という形になってくると思いますので、総合的に年内見込み、あるいは年度内にはきちんとしたいという考えでありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） ですから、令和5年度には、今立てた令和4年度は約3,000万円です。令和5年度にはこれをゼロにできますか、これから予算立てるんですけども。どこかでけつを決めないと、いつまでも行政ってだらだら行く可能性があるんですよ。これはどこで責任を取るんだ、誰が責任を取るんだという話なんですけれども。だったらこの予算だけ来年度は別に審議してほしいんですけども。だって、全部ごちゃ混ぜで令和5年度の予算を立てると、通らなかつたらみんなの給料も出ないという、そういう話になっちゃうでしょう。別にやったらどうなんですか、自信を持って。そこまで結論を出すと、そのぐらいの覚悟がないと、また来年度もこの3,000万円、ここにかかっちゃうんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 来年度の予算に計上しないように、私は今、努力しているところでありますので、その辺ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） じゃ、1つ、これでは話のらちが明かないんですけども、この継続するかしないか、何かちょっと助平心があって、この施設を使いたいという話がどこかにまだ残っているんですよ。ですから、こういう指定管理料というか、やっている前の金額と大して変わらない経費がずっとかかっているんですけども、この経費を削減させるために来年度はこれを継続するというニュアンスで予算を立てるのか、もう完璧にここは廃棄するという感じで予算を立てるのか、どっちですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） それら、一応廃棄とかいろんな話がありましたけれども、もう総合的に結論を出していきますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 廃棄するなら廃棄するで、これは繰り返しになるんですけども、ボイラーは誰が見ても、もうあれを使う人はもし、あれをただで頂いても、ただですよ、本当に、誰にやってもいいですから、ただで差上げますと、その代わり営業をやってくださいと言われて、あのボイラーは使わないですよ、たしか。風呂もひびが入っていますし、階段があって高齢者の方は使いづらいし。だから、あれを残してお

くメリットは一つもないんですよ。この3,000万円のというと、単純計算すると今年度末で9,000万円近く使う計算になるんですよ。それを維持しているメリットは何もないと思うんです。

以前、佐藤正博村長にも言ったんですけれども、損切りが大切だ、できるうちにもう切るべきだという話をしたんですよ。まだ使えるからもったいないという言い方したんですけれども、それでこういう経費がかさんできちゃったんですよ。途中でパタッと止めればこんな経費がかからなくて済んだんですけれども、だからその見極めが大切なんです。そのために、村民にちゃんと次にこういうあれをしますよと言いながら、ここは理解してくださいと、私の英断でここはすっぱりやめますよと、そういう本当は判断、その代わり、村民に対してはちゃんと説明責任を果たして村民の方にご理解していただくと、そういうやり方ってあるはずなんですけれども、村長、その辺どうお考えですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員おっしゃるとおりで、中身もしっかり見ていただいてということを理解しております。

いずれにしても、結論は出したいということでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） じゃ、来年の4月からは新たにスタートできると、そういうことでよらしいんですね。難しいのは分かっています、本当に難しいのは。見ればもったいないのもあるんです、本当にもったいないんです。

ただ、企業はここを生かすためにどうするかというと、今の既存のやつだと、さっき言ったようにコテージを切り売りするとか、そんな感じの使い方しかできないんじゃないかなと思うんですよ。あと、道の駅にある喫茶店のところを使うといっても、ああいうところは使えるでしょうけれども、あとは中途半端にでかいレストランは邪魔だし。問題は、西郷観光があの中の備品、いいものだけは売り払って、悪いものはみんな置いておくんですよ。だから、あれが産業廃棄物だという言い方なんです、私からすると。それも片付けてくださいというのがあれなんです。

今回の温泉健康センターの話だけでいいますと、後からきれいになったのは、みんなシルバー人材センターの方々に手伝ってもらってきれいにしたと聞いていました。あの状態で返すのは、いくら潰れたとしても、それが普通なんですよ。でも、こちらのキョロロン村のほう、レストランから何から、施設20ぐらいありますけれども、全て汚いですよ。よくあんなところで営業していたというぐらい汚い。あんな状況でぶん投げておいたというのは、村長、大株主なんですからね。村長に責任あるはずですよ。この物件配置図で物件を見たんですけれども、ほとんどここで金になるというか、価値があるというのはないです。村長も見ていらっしゃったと思うんですけれども。

ですから、そういうところを一生懸命やらないと、村民の方々に飽きられる。たま

たま今回は村長選挙がなかったので助かったと思うんですけども、こんな状態だったら本当に村民の方に見放されるというか、飽きられるんじゃないかと思うんですよ。だから、やるやらない、やっちゃったからどうしよう、どうしようじゃなくて、どこかで損しても、そこは英断だと思うんですよ。思い切って切るのは切る、新しいのはやる、中途半端がこういう状況を招きますから、よろしく願いいたします。

この質問は細かく本当は言って、つじつまが合わないやつがいっぱいあるんですよ、これ。ここに表になって一応金額出ていますけれども、12番議員が頭にきたように、こんなの認められないやつがいっぱい載っているんです。でも、改めてここはやりたいと思うので、以上でここは終わります。

続きまして、新型コロナに行かせていただきます。

これは、コロナ対策について、私は相当前から言っているんですけども、1年目から早期発見、早期治療が一番だと言っていたんですよ、この感染症に関しては。しかし、9月27日に岸田文雄首相が発言されたのを聞いて、その後、また言い直したのを聞いて、これは実際どうなっているんだという、びっくりしているんですけども、近々の今月26日に新しい措置をすと言いましたよね、最近の話なんですけれども。この辺、県ではどのようなになっているか、2分で説明できますか。県で、今現在でどのような指示がこの西郷村に来ているか、お示してください。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 8番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

9月26日の件ということで、恐らく全数把握見直しの件というふうに思います。

この全数把握の見直しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、保健所や医療機関の業務負担を軽減するため、政府では8月24日に従来の感染症法に基づく医師から保健所への感染者の届出対象について、緊急避難的に保健所を統括する都道府県の判断で、従来の感染者全員から1番、65歳以上、2番、入院を要する方、3番、重症化リスクがあり、治療薬投与等が必要な方、4番、妊娠している方に限って限定して報告をすることが可能となることとしました。これを受けまして、宮城県、茨城県、鳥取県、佐賀県の4県で9月2日から全数把握の見直しが実施されております。

また、政府は、9月26日から全国一律でこの措置を行うというようなことを決定しております。福島県では、26日までは従来どおり全数報告と、26日からは見直すということで表明をされております。

以上です。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） これはいろいろいっぱいあって、今発表になったことと、あと子どもに対する対応、あと濃厚接触者の対応、あと感染にかかった人の無症状とか、感染にかかった人が何人いるかというのを常にそういう情報を、防災無線じゃない、今、何て言うですか、インフォメーション（不規則発言あり）インフォカナル、ありますよね、ああいうので新しい情報を入れてほしいんです。

本当は、そういう子どものワクチン接種をどうするんだとか、いろいろあったんですけども、それが安全か、安全じゃないか、問題とかいろいろあったんですけども、1分しかないので、そういうやつを適時にというか、26日から大分変わるので、そういう情報を入れてほしいんですよ。できるでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

インフォカナルを使いました情報提供については、従来のコロナウイルスのワクチン接種、あと感染拡大予防等で住民の方々に情報提供をさせていただいております。引き続き、そういった情報提供を住民の皆様提供できる体制を整えていきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 今、夏休みが終わって、子どもたちにも大分、学校ではやっているんです。昔でいえば集団感染みたいな形でクラスターが起きている状態なんですけれども、今、結構そこが緩くなっていますよね。なお一層子どもたちに増えているので、子どもから家族に、家族から子どもにというのもあるんですけども、その辺を徹底的に、国の政策は今、円安になって、外国人を中に入れて緩和しようという方向に動いていますけれども、私たち西郷村、この自治体は自治体で守らなきゃならない、子どもを守らなきゃならない、高齢者を守らなきゃならない、そういう使命がありますので、国が緩和しても西郷村は出さない、なるべく出さない、オミクロンだからいいじゃなくて、オミクロンでも出さないような方向で学校も行政も注意して対応していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、予定した一般質問は本日で全て終了いたしましたので、9月13日、14日につきましては議案調査日とし、休会いたします。

また、9月16日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時12分）

